

畜産特別資金融通事業実施要領

(平成 25 年 3 月 18 日付け 24 農畜機第 5071 号承認)

公益社団法人 中央畜産会

制定	平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号-2
一部改正	平成 25 年 4 月 23 日付け 25 年度発中畜第 16 号
一部改正	平成 26 年 7 月 4 日付け 26 年度発中畜第 392 号
一部改正	平成 27 年 4 月 13 日付け 27 年度発中畜第 36 号
一部改正	平成 30 年 4 月 17 日付け 30 年度発中畜第 173 号
一部改正	平成 30 年 6 月 8 日付け 30 年度発中畜第 722 号
一部改正	令和 2 年 4 月 23 日付け 2 年度発中畜第 450 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日付け 3 年度発中畜第 7537 号
一部改正	令和 5 年 5 月 31 日付け 5 年度発中畜第 937 号

公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の補助の下に、別表 1 の畜産特別資金（以下「畜産特別資金」という。）を融通した融資機関に対する利子補給を行うとともに、当該資金の借入者に対する経営改善指導等の取組みに対する補助、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う畜産特別資金に係る保証債務の弁済の事業等に対して補助することとし、もって畜産経営の改善と国内畜産基盤の維持・発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、要綱及び「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第 1 畜産特別資金利子補給事業

1 事業対象融資機関

この事業の対象となる融資機関は、畜産特別資金を融通した農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「融資機関」という。）とする。

2 事業の内容

この事業の内容は、畜産特別資金の融通を円滑にするため、中央畜産会が融資機関に対して利子補給を行うものとする。

3 事業実施の手続き

(1) 利子補給契約の締結

畜産特別資金の貸付けを行おうとする融資機関は、別紙様式第 1 号の畜産特別資金利子補給契約締結申込書に別紙様式第 2 号の畜産特別資金利子補給契約書を 2 部添えて公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

なお、都道府県知事は、畜産特別資金の貸付けを行う融資機関として銀行、信用金庫及び信用協同組合を新たに指定したときは、速やかに会長に通知する

ものとする。

(2) 貸付実行報告書の提出

融資機関は、畜産特別資金の貸付けについて、要綱別添1の第2の3の(1)の力の規定に基づく経営改善計画に適合する旨の都道府県知事又は都道府県知事が指定した団体の長（以下「都道府県知事等」という。）の確認を受けた後、別紙様式第3号の畜産特別資金貸付実行状況報告書（以下「貸付実行報告書」という。）を畜産特別資金の貸付日の翌月末日までに会長に提出するものとする。

(3) 利子補給額等の通知

中央畜産会は、貸付実行報告書に基づき年度毎の償還計画額及び利子補給額（以下「利子補給額等」という。）を別紙様式第4号の畜産特別資金償還計画額・利子補給額計算書（以下「利子補給額等計算書」という。）により、都道府県知事等、都道府県知事が指定した信用農業協同組合連合会又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体（以下「信農連等」という。）及び融資機関に通知するものとする。

4 事業の要件等

(1) 利子補給率

要綱別添1の第2の3の(5)及び第3の3の(5)に定めるところによる。

(2) 経営改善計画の承認取消報告

都道府県知事等は、経営改善計画の承認を取り消した場合には、直ちに、承認取消理由を明らかにした上で、別紙様式第5号の畜産特別資金借入者承認取消報告書により会長へ通知するものとする。

(3) 借入者の経営中止状況報告

融資機関は、畜産特別資金の借入者が次に掲げる期日をもって当該経営を中止した場合には、直ちに、別紙様式第6号の畜産特別資金借入者経営中止状況報告書を会長に提出するものとする。

ア 酪農経営にあつては、生乳（搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営は当該牛）の最終出荷日。

イ 肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷日。

ウ 繁殖雌豚又は肥育豚の経営にあつては、当該豚の最終出荷日。

(4) 利子補給の停止

中央畜産会は、(2)により経営改善計画の承認が取り消された場合にあっては当該取消認定日から、(3)により借入者が経営を中止した場合にあってはその翌日から、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

(5) 利子補給金の返還

中央畜産会が融資機関に対し利子補給金を交付した後、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められた場合には、中央畜産会は、次により利子補給金を返還させる等の措置をとるものとする。

ア 中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表2に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表3に定める期限までに納付させるものとする。

イ 中央畜産会は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、要綱別添1の第2の3の(7)及び第3の3の(7)に定めるところとする。

6 利子補給金の交付手続き等

(1) 貸付実行状況等異動報告書の提出

ア 融資機関は、3の(2)の貸付実行報告書及び3の(3)の利子補給額等計算書並びに別紙様式第4号の別添の貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書の内容に異動が生じた場合には、速やかに別紙様式第7号の畜産特別資金貸付実行状況等異動報告書(以下「異動報告書」という。)を会長に提出するものとする。

イ 異動報告書の提出に当たっては、異動の内容に応じて別紙様式第7号の別添1「資金貸付実行状況等異動表」、別紙様式第7号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について(通知)」、別紙様式第7号の別添3「利子補給事業融資機関コード等変更入力票I」、別紙様式第7号の別添4「資金貸付対象者氏名の変更について」、別紙様式第7号の別添5「貸付対象者氏名変更入力票I」及び別紙様式第7号の別添6「償還猶予等異動表」を添付する。

ウ 当年度の利子補給金の請求金額に修正を伴う異動報告書は、遅くとも、その年の利子補給金請求書の提出期限の30日前までに、中央畜産会に到着するように留意するものとする。

(2) 利子補給額等の異動修正額の通知

中央畜産会は、(1)のアの異動報告書の提出があった場合には、4の(5)の返還を要する異動修正にあつては直ちに、返還を要しない異動修正にあつては(1)のウに定める期日までに、利子補給額等を修正し、別紙様式第8号の畜産特別資金償還計画額・利子補給額異動修正計算書(以下「異動修正計算書」という。)により、中央畜産会に到着した異動報告書の分を取りまとめ、都道府県等、信農連等及び融資機関に通知するものとする。

(3) 利子補給金の請求

利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、毎年度、会長が別に定める期日までに、会長が定める畜産特別資金利子補給事業に係る利子補給金請求事務の手引により別紙様式第9号の畜産特別資金利子補給金請求書(以下「請求書」という。)に、別紙様式第10号の畜産特別資金約定償還額の償還状況報告書(以下「償還状況報告書」という。)を添えて会長に提出するものとする。

なお、請求書の作成に当たっては、中央畜産会から送付された利子補給額等計算書又は異動修正計算書に基づき作成するものとする。

(4) 利子補給金の交付

中央畜産会は、(3)の請求があった場合には、当該融資機関に対し利子補給金を交付するものとする。

7 事業の実績報告

信農連等は、毎年度、当該年度に実施した融資及び利子補給の実績を別紙様式第11号の畜産特別資金利子補給事業実績報告書により翌年度の4月10日までに会

長に提出するものとする。

8 事業の委託

中央畜産会は、畜産特別資金利子補給事業（以下「利子補給事業」という。）の一部を信農連等に対し、次により委託して行うものとする。

(1) 信農連等への委託事業

利子補給事業の適正円滑化を図るための融資機関に対する指導及び連絡等に関する次の事業

ア 融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。

イ 貸付実行報告書及び異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

ウ 中央畜産会から送付された利子補給額等計算書及び異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。

エ 請求書及び償還状況報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

オ 融資機関からの委任による利子補給金の請求、及び中央畜産会から交付された利子補給金を融資機関に送金すること。

カ 中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。

キ 交付した利子補給金の返還に関する書類を審査すること。

ク 融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないように指導すること。

ケ 都道府県等が融資機関について行う貸付状況等の現地調査に協力すること。

コ 利子補給事業に係る会議に出席すること。

サ その他中央畜産会が必要と認めて委託する業務を処理すること。

(2) 融資機関は、3の(1)及び(2)、4の(3)及び(5)、6の(1)、(3)及び(4)並びに7の事務を別紙様式第12号の委任状をもって信農連等に委任するものとする。

(3) 都道府県知事は、要綱別添1の第9の3の(1)に基づき利子補給事業の一部を行うことができる信農連として、当該信農連を指定したときは、別紙様式第13号の「畜産特別資金の利子補給事業に係る事業委託について」により中央畜産会に通知するものとする。

(4) 信農連等は、(1)のイの貸付実行報告書を取りまとめの上、別紙様式第14号の「畜産特別資金貸付実行報告書の送付について」により3の(2)の期限までに、また、8の(1)のエの請求書を取りまとめの上、別紙様式第15号の畜産特別資金利子補給金請求書（委託機関用）を6の(3)の期限までに会長に提出するものとする。

9 提出書類の報告

融資機関が中央畜産会に提出する書類（信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類を含む。）は、同時に都道府県等に報告するものとする。

10 利子補給事業の推進

会長は、利子補給事務の適正円滑な推進を図るため、融資機関に対して必要な調査等を行うことができるものとする。

第2 畜産特別資金等推進指導事業

1 事業実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人又は一般財団法人（当該団体がない場合にあつては、都道府県知事が適当と認める団体を含む。以下「県畜産協会」とい

う。)とする。

2 事業の内容

中央畜産会は、利子補給事業及び畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱(平成21年6月3日付け21農畜機第1115号。以下「緊急支援資金要綱」という。)第3の畜産経営維持緊急支援資金事業の円滑な実施を図るため、県畜産協会が次に掲げる事業の全部又は一部を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 都道府県支援協議会の開催

畜産特別資金の適正かつ円滑な貸付け並びに畜産特別資金及び緊急支援資金要綱第3の1の(1)の畜産経営維持緊急支援資金(以下「畜産特別資金等」という。)の借入者の経営改善指導の支援のため、要綱別添1の第2の1の(4)のアの規定に基づく都道府県大家畜・養豚特別支援協議会及び第4の3の(1)の規定に基づく畜産経営維持緊急支援資金事業に係る都道府県支援協議会(以下「都道府県支援協議会」という。)の開催、融資機関への指導助言等

(2) 借入者の経営改善のための指導等

借入者の経営改善のため、借入者及び融資機関に対して、次に掲げる指導等
ア 経営改善計画の作成・見直し及びその達成のための指導

(ア) 計画作成指導

畜産特別資金の借入れを希望する者のための計画作成指導並びに畜産特別資金等の借入者の見直し計画作成指導

(イ) 計画達成指導

畜産特別資金等の借入者の計画達成のための経営分析に基づく指導、現地指導及び濃密指導

イ 借入者の経営改善のため、計画達成指導の成果等をまとめた指導資料の作成

ウ 借入者の負債の残高等経営改善の進捗状況に関する調査

エ 借入者の経営改善計画の進捗状況等を把握するための定期的な実績点検及び調査

オ その他畜産特別資金等借入者の指導に必要な事項

3 事業の実施

県畜産協会は、2の事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第16号の畜産特別資金等推進指導事業実施計画(変更)承認申請書を作成し、都道府県知事に協議するものとする。また、次に掲げる変更をしようとする場合も同様とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費合計額の30%を超える増減

(3) 補助金負担の増加を伴う事業費の増

4 事業の要件等

(1) 都道府県支援協議会

2の(1)の都道府県支援協議会は、都道府県段階の畜産経営指導機関、関係金融機関、生産者団体等の職員をもって構成するものとし、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、要綱別添1の第2の3の(1)のウ及び緊急支援資金要綱第3の3の(1)のウの規定に基づく審査委員会(以下「審査委員会」という。)と連携し、定期的な経営改善状況の検討、現地検討会、融資機関及び地域関係機関への指導助言等を行うものとする。

(2) 借入者の経営改善のための指導等

ア 計画作成指導

計画作成指導は、必要に応じ融資機関等に協力して行う指導助言と、融資機関等の要請に基づき行う現地指導とする。また、審査委員会に参画し協力するものとする。

イ 計画達成指導

計画達成のための指導は、経営分析に基づく指導、現地指導、濃密指導に3分類するものとする。

(ア) 経営分析に基づく指導

- ① 経営分析に基づく指導は、中央畜産会がフィードバックした時系列分析の手法により実施し、その分析結果は融資機関での資金借入者指導に反映させることとする。
- ② 経営分析の対象及び方法は、次の表のとおりとする。

対象者	資 金 別	分 析 戸 数	分 析 方 法
資 金 借 入 者	大家畜特別支援資金 養豚特別支援資金 大家畜特別支援資金 (平成30年度～令和4年度) 養豚特別支援資金 (平成30年度～令和4年度)	全戸	電算処理結果を利用した時系列分析
	改善緊急支援資金 大家畜特別支援資金 (平成25年度～平成29年度) 養豚特別支援資金 (平成25年度～平成29年度) 大家畜特別支援資金 (平成20年度～平成24年度) 養豚特別支援資金 (平成20年度～平成24年度) 緊急支援資金 大家畜経営改善支援資金 大家畜経営活性化資金	各々の資金の5%を目途かつ5戸を最低とし、5戸以下の場合全戸	都道府県段階独自の手法による時系列分析

注) 同一借受者が複数資金を借入れている場合は、最近時の借入資金の借入者に含める。

(イ) 現地指導

現地指導は、時系列分析結果等に基づき必要に応じ行い、融資機関の行う指導に助言協力することとする。技術改善事項は可能な限り畜舎等直接生産の現場で、経営収支改善事項は農協等での集合研修又は借入者の庭先で家族を含めて行うこととする。

(ウ) 濃密指導

- ① 時系列分析結果等に基づき、濃密指導を必要とする資金借入者を融資機関と協議して選定し、これを指導モデル経営体とし、反復して重点指

導を行うことによって計画達成を図るものとする。また、この指導の成果を他の資金借入者の指導の参考とする。

- ② 濃密指導対象戸数は、都道府県別に次のとおりとする。

資金借入者総戸数	濃密指導戸数	備 考
500 戸以上	おおむね 7 戸以上	選定は資金別借入者戸数を考慮して行うが、濃密指導の必要が無い場合にあつてはこの限りではない。また、融資機関当たり戸数は 2 戸を上限とする。(地域への波及効果を考慮)
499～50 戸	おおむね 5 戸以上	
49 戸以下	おおむね 3 戸以上	

- ③ 濃密指導対象者の経済階層区分は、原則として「畜産経営改善指導の手引き」(平成 11 年 3 月、社団法人中央畜産会)に基づく C 階層区分とする。
- ④ 濃密指導の指導期間は、濃密指導対象者の経営改善には一定の期間を要すると推測されることから、おおむね 3 年を目途とする。
- ⑤ 濃密指導に関しては、経営改善状況につき定期的かつ迅速な把握を行うため、その経営状況についての重要項目を月次モニタリングの手法により把握するものとし、その指導の内容は、畜産部門の技術、経営のほか農家経済全般にわたり、融資機関の指導者とタイアップして総合的に指導を行うこと。なお、指導助言に当っては、別途中央畜産会が作成した「畜産特別資金等借受者指導のあり方とその方策(改訂版)」(平成 25 年 10 月、公益社団法人中央畜産会)を参考にするものとする。

ウ 経営改善の定期的な実績点検及び進捗状況調査

(ア) 実績点検は、直近の計画に対して行うものとする。(1 月～6 月分は前年度に立てた計画に対して行い、1 月～12 月分は当年度に立てた計画に対して行う。)

(イ) (ア)に加え、畜産特別資金等借入者の経営改善の進捗状況調査や経営改善優良事例調査その他必要な調査を行うものとする。

(3) 実施状況の報告

(1) の道府県支援協議会の開催内容及び(2)のイの⑤の月次モニタリングによる濃密指導の実施状況については、7の(5)の畜産特別資金等推進指導事業実績報告書に添付して提出するものとする。

(4) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、2の事業のうち、畜産特別資金の貸付けに関する指導等にあつては令和 5 年度から令和 9 年度までとし、畜産特別資金等の借入者の経営改善に関する指導等にあつては、県畜産協会毎に、畜産特別資金等の償還が終了するまでとする。

5 事業の推進指導等

(1) 県畜産協会は、当該県において、大家畜又は養豚経営の改善のために畜産特別資金が必要であると思慮される経営体の早期把握に努めるものとする。

(2) 県畜産協会は、中央畜産会及び都道府県の指導の下、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨及び内容の周知徹底、融資機関その他の関係機関に対する指導及び助言、借入者に対する必要な指導その他必要な支援

に努めるものとする。

6 中央畜産会の補助等

中央畜産会は、予算の範囲内において、別表4に定める補助対象経費及び補助率により、2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

7 補助金交付の手続き等

(1) 補助金の交付申請

県畜産協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、会長が別に定める期日までに別紙様式第17号の畜産特別資金等推進指導事業補助金交付申請書を会長に提出するものとする。なお、補助金の交付申請に当たっては、あらかじめ、別紙様式第16号の別紙畜産特別資金等推進指導事業計画を作成し、都道府県知事と協議を済ませておくものとする。

(2) 交付決定

中央畜産会は、(1)の補助金交付申請書を受理した後、内容を審査し適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、別紙様式第18号により、県畜産協会に通知するものとする。

(3) 事業の変更承認申請

県畜産協会は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第19号の畜産特別資金等推進指導事業補助金交付変更申請書を会長に提出するものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(4) 補助金の概算払

ア 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

イ 県畜産協会は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第20号の畜産特別資金等推進指導事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

(5) 事業の実績報告

県畜産協会は、自らの事業の実績を取りまとめの上、この事業を完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第21号の畜産特別資金等推進指導事業実績報告書を会長に提出するものとする。

(6) 補助金の額の確定及び精算払

会長は、(5)の事業実績報告書を受理した後、内容を審査し、事業が適正に行われたと認められる場合には、別紙様式第22号によりの補助金の額の確定及び精算払について通知するものとする。

第3 飼料費高騰に対する対策事業

1 事業の内容

中央畜産会は、飼料費高騰に対する緊急的な措置として、別表1の6号の資金に係る貸付利率が3%以上であったもの（以下「対象資金」という。）の借入者に対し、これを超える金利相当額（以下「利子補助金」という。）を補助し、当該借入金の金利負担を軽減するものとする。

2 事業の実施

(1) 利子補助金の交付

ア 対象資金の借入者であって、利子補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、別紙様式第 23 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書及び別紙様式第 24 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付手続に関する委任状を対象資金の融資を受けた機関（以下「融資機関」という。）に提出するものとする。

なお、別紙様式第 23 号及び別紙様式第 24 号は、約定償還日が 12 月までに到来するものと 1 月以降に到来するものをそれぞれ提出するものとする。

イ 融資機関は、交付希望者に代わって別紙様式第 25 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書を作成し、都道府県知事に協議の上、交付希望者が（4）のアの利子補助金交付対象者であることを確認した別紙様式第 25 号の 2 を添付して会長に提出するものとする。

ウ 会長は、イの飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書を取りまとめ、内容を審査し適正と認めたときは、利子補助金の交付を決定し、別紙様式第 26 号により融資機関及び交付対象者に通知するものとする。

(2) 利子補助金の支払い

ア 融資機関は、（1）のウにより利子補助金の交付の決定をした交付対象者から、別紙様式第 27 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金代理受領委任状を徴求することにより利子補助金代理受領契約を締結するとともに、別紙様式第 28 号の交付対象者に係る対象資金の利子に利子補助金を充当すべき旨の依頼書を交付対象者から徴求するものとする。

イ 融資機関は、別紙様式第 29 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書にアの利子補助金代理受領委任状を添付して、会長が別に定める期日までに、利子補助金の支払いを申請するものとする。

ウ 会長は、イの請求があった場合には、当該融資機関に対し利子補助金を交付するものとする。

エ 融資機関は、交付された利子補助金を代理受領して利息に充当するとともに、交付対象者に対し、別紙様式第 30 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金利息充当通知書を送付するものとする。

なお、代理受領した利子補助金を利息に充当する方法のほか、融資機関が利息を徴求して利子補助金を交付対象者の預金口座に入金することもできることとする。この場合には、融資機関は、交付対象者に対して別紙様式第 30 号の 2 の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金利息充当通知書を送付するものとする。

(3) 事業の実績報告

融資機関は、この事業を完了した日から起算して 1 ヶ月を経過した日又はこの事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い時期までに、別紙様式第 31 号の飼料費高騰に対する対策事業実績報告書を会長に提出するものとする。

(4) 事業の要件等

ア 利子補助金交付対象者

利子補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(ア) 対象資金の貸付対象者の要件として、別表 5 の飼養規模を満たしている

こと。ただし、疾病等の発生による一時的な飼養頭数の減少にあつては、この限りではない。

- (イ) 事業実施年度の約定償還金の返済が可能であること
- (ウ) 畜産経営を継続することが見込まれること

イ 利子補助金対象約定償還日

利子補助金の対象となる約定償還日は、要綱別添1の第5の2の(2)に定めるところとする。

ウ 利子補助額

利子補助額は、事業実施年度の約定償還日における支払利息にかかる、元本の期中平均残高に別表6で定める対象資金に係る利子補助率を乗じて得られた額とする(小数点以下は切り捨て)。

エ 利子補助金の支払予定日

ウの中央畜産会からの利子補助金は、イの約定償還日に充当する。

オ 利子補助金の返還

(ア) 中央畜産会は、第1の4の(5)に基づく利子補給金の返還が生じた場合、融資機関に対し、既に支払を行っている利子補助金のうち当該返還すべき利子補給金に係る利子補助金相当額について返還を請求するものとする。

(イ) 融資機関は、返還を請求された利子補助金相当額に対し別表2に定める利息相当額を加算して得た額(以下「返還金」という。)を別表3に定める期限までに納付するものとする。

(ウ) 中央畜産会は、(イ)の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、(イ)の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(5) 事業の実施期間

この事業の実施期間は、要綱別添1の第5の3の(2)に定めるところとする。

3 事業の委託

(1) 中央畜産会は、飼料費高騰に対する対策事業(以下「利子補助金交付事業」という。)の一部を信農連等に対し、次により委託して行うものとする。

ア 信農連等への委託事業

利子補助金交付事業の適正円滑化を図るための融資機関に対する指導及び連絡等に関する次の事業

(ア) 2の(1)のイの飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書、同(2)のイの飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書及び(3)の飼料費高騰に対する対策事業実績報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

(イ) 融資機関からの委任による利子補助金の請求、及び中央畜産会から交付された利子補助金を融資機関に送金すること。

(ウ) 中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。

(エ) 交付した利子補助金の返還に関する書類を審査すること。

(オ) 融資機関の利子補助金交付状況等を調査するとともに、誤って利子補助金の請求が行われないよう指導すること。

(カ) 都道府県等が融資機関について行う利子補助金交付状況等の現地調査に

協力すること。

(キ) 利子補助金交付事業に係る会議に出席すること。

(ク) その他中央畜産会が必要と認めて委託する業務を処理すること。

イ 融資機関は、2の(1)のイ、(2)のイ及びウ並びに(3)の事務を別紙様式第32号の委任状をもって信農連等に委任するものとする。

ウ 信農連等は、2の(1)のイの飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書、2の(2)のイの飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書及び2の(3)の飼料費高騰に対する対策事業実績報告書を取りまとめの上、それぞれ別紙様式第33号、別紙様式第34号及び別紙様式第35号により会長に提出するものとする。

(2) 提出書類の経由機関

融資機関は、中央畜産会に提出する書類(信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類を含む。)については、同時に都道府県に報告するものとする。

第4 畜産特別資金融通円滑化事業

1 事業の内容

この事業は、別表1の1から12までの畜産特別資金(以下「畜特対象資金」という。)に係る保証債務の弁済(以下「代位弁済」という。)及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てることを目的として都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合その他会員等からの出資金等によって基金を拡大強化する基金協会に対し、当該基金の拡大強化に要する経費につき補助する事業とする。

2 補助

(1) 中央畜産会は、基金協会に対し、1の事業を行うのに要する経費の一部を補助するものとする。

(2) (1)により補助する額は、1の拡大強化により増加する基金協会の基金の額又は畜特対象資金の債務保証見込額から基金協会と独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)との間において保険関係が成立した若しくは成立する見込みのある保証に係る保険金額に相当する額を除いた額に10分の1(代位弁済の発生状況等からみて特に必要と認められる場合にはその認められた率)を乗じて得た額のいずれか低い額に4分の1を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。ただし、要綱別添1の別表7の基金協会名の欄に掲げる基金協会のうち、代位弁済の発生状況等からみて5分の1以上の率が認められている基金協会にあっては、8分の3を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

3 拡大基金の管理等

(1) 基金協会は、2の(2)の補助により拡大強化された基金のうち増加した部分(前年度までに増加した部分を含む。以下「拡大基金」という。)については、他の基金の部分と区分して管理するものとし、拡大基金の運用によって得た利息その他益金(以下「利息等」という。)は、畜特対象資金の債務の保証業務に必要な経費又は拡大基金への繰入れ(以下、当該繰入額を「繰入金」という。)に充てるものとする。

(2) 基金協会は、畜特対象資金に係る代位弁済によって取得した求償権(以

下「求償権」という。)の回収に努めるものとする。

このうち、拡大基金をもって行った代位弁済の額に相当する求償権の一部又は全部の回収を行った場合は、当該回収額から信用基金へ納付した額及び納付することが予定されている額の合計額を差し引いた額を拡大基金に繰り入れるものとする。

(3) 拡大基金(繰入金を含む。以下同じ。)は、次の場合を除き、これを使用してはならないものとする。

ア 畜特対象資金に係る代位弁済に充てる場合

イ 2の(2)の補助金及び繰入金を畜特対象資金の求償権の償却(平成22年度以前に償却したものを含む。)に伴う基金協会の負担に係る費用への補てんに充てる場合

ウ (4)により中央畜産会に補助金を返還する場合

エ その他理事長の承認を得て、会長が別に定める場合

(4) 基金協会は、この事業の畜特対象資金に係る債務の保証に関する業務を終了(基金協会がこの事業の畜特対象資金に係るすべての保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。以下同じ。)後、当該基金協会に拡大基金の残額がある場合又は第5の事業への移行後、毎事業年度の決算の結果拡大基金に残額が生じることが見込まれる場合には、その残額のうち2の(2)による補助を受けた割合に応じて算出される額又は会長から指示のあった額の円滑化資金を、別紙様式第36号-1の畜産特別資金融通円滑化事業に係る円滑化資金返還書により別紙様式第36号-2の畜産特別資金融通円滑化事業に係る拡大基金終了後の管理状況報告書の写しを添えて会長に提出の上返還するものとする。

4 基金の管理状況等報告

基金協会は、毎事業年度の決算終了後、速やかに別紙様式第36号-2により畜産特別資金融通円滑化事業に係る拡大基金終了後の管理状況報告書を会長に提出するものとする。

5 事業の推進指導等

(1) 中央畜産会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、1の事業の円滑な推進を図るものとする。

(2) 都道府県は、1の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、趣旨、内容等の周知徹底、基金協会等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

6 提出書類の経由機関

基金協会が会長に提出する畜産特別資金融通円滑化事業に係る書類については、都道府県を経由するものとする。

7 事業の実施期間

この事業は、平成22年度をもって終了とする。

第5 畜産特別資金保証円滑化事業

1 事業の内容

この事業は、別表1に掲げる畜特対象資金に係る代位弁済及び求償権の償却(平成21年度及びそれ以前に償却したものを含む。以下同じ。)に伴

う費用（第4の事業により補てんした当該費用を除く。以下「代位弁済等費用」という。）への補てんを目的として、基金協会に対し畜産特別資金保証円滑化交付金（以下「保証円滑化交付金」という。）を交付する事業とする。

2 保証円滑化交付金の交付

- (1) 中央畜産会は、基金協会に対し、1の事業を行うのに要する経費の一部に充てるための保証円滑化交付金を交付するものとする。
- (2) (1)により保証円滑化交付金を交付する額は、基金協会が3の(3)の承認を受けた代位弁済等費用（当該費用に係る信用基金からの保険金受領額又はその予定額を除く。）に4分の1（要綱別添1の第6の2の(3)において5分の1以上の率が認められている基金協会にあっては、8分の3、別表1の13号の資金に係る平成25年3月15日の貸付及び15号の資金にあっては、2分の1）を乗じて得た額を限度額とする。

3 保証円滑化交付金の申請等

- (1) 畜特対象資金に係る代位弁済等費用への補てんのため、保証円滑化交付金を受けることとなる基金協会は、あらかじめ別紙様式第37号-1により畜産特別資金保証円滑化交付金の交付に関する契約締結申込書に別紙様式第37号-2の畜産特別資金保証円滑化交付金の交付に関する契約書を添えて会長に提出し、これを締結するものとする。
- (2) 基金協会は、畜特対象資金に係る代位弁済等費用への補てんを行おうとする場合には、要綱別添1の第7の3の(1)のアに基づき、あらかじめ別紙様式第37号-4の畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書の協議書により都道府県知事に協議の上、別紙様式第37号-3の畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書を会長に提出するものとする。
- (3) 会長は、要綱別添1の第7の3の(1)のイに基づき、(2)の畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書の承認を行うものとする。
- (4) (3)により会長の承認を受けた基金協会は、その承認の日から起算して6か月以内に、別紙様式第37号-5の畜産特別資金保証円滑化交付金交付申請書及び請求書を会長に提出するものとする。
- (5) 中央畜産会は、(4)により基金協会から申請を受けた場合には、当該基金協会に対して、保証円滑化交付金を交付するものとする。

なお、この場合において、中央畜産会は、申請を行う基金協会が保有する代位弁済の財源となる資金等への都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、融資機関等からの拠出等（要綱別添1の第6の2の(4)のオによる拡大基金から移行した出資金、交付金及び繰入金を含む。）が実施されていることを確認した上で交付を決定し、支払うものとする。

- (6) 基金協会は、当該年度に交付を受けた保証円滑化交付金について、別紙様式第37号-6の畜産特別資金保証円滑化交付金実績報告書を翌年度の4月10日までに会長に提出するものとする。

4 保証円滑化交付金の返還等

- (1) 基金協会は、融資機関と協力して代位弁済によって取得した求償権の回収に努めるものとする。

- (2) 基金協会は、交付を受けた保証円滑化交付金を、畜特対象資金に係る代位弁済等費用への補てんに充てることができるものとする。
 - (3) 基金協会は、この事業の畜特対象資金に係る債務の保証に関する業務を終了した場合において、当該基金協会に交付された保証円滑化交付金から、求償権の償却に係る費用への補てんにてた額を差し引いた結果、残額がある場合には、当該残額を中央畜産会に返還するものとする。
 - (4) 基金協会は、この事業の畜特対象資金に係る求償権の償却を行った場合には、当該事業年度の決算終了後、速やかに別紙様式第37号-7の畜産特別資金保証円滑化事業に係る求償権償却通知書を作成し、都道府県知事に報告するとともに、会長に通知するものとする。
 - (5) 会長は、保証円滑化交付金の交付後に、要綱別添1の第7の3の(1)のウの(ア)から(キ)までに掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合を除き、基金協会に対し、保証円滑化交付金の返還を命じるものとする。
 - (6) 基金協会は、毎事業年度の決算終了後、すみやかに別紙様式第37号-8の畜産特別資金保証円滑化交付金管理状況等報告書を作成し、都道府県及び会長に報告するものとする。
- 5 事業の実施期間
- この事業の実施期間は、畜特対象資金に係る債務の保証に関する業務の終了をもって終了とする。

第6 畜産特別資金融通円滑化特別事業

1 事業の内容

この事業は、基金協会であって畜特対象資金に係る保証保険の基盤の強化を図るため信用基金に出資を行うものとして要綱別添1の第8の2の(1)により理事長が定めるもの(以下「補助対象基金協会」という。)に対し、当該出資に要する経費につき補助する事業とする。

2 補助

中央畜産会は、補助対象基金協会に対し、1の出資に要する経費につき、要綱別添1の第8の3の(1)のアにより理事長が定める額を補助するものとする。

3 出資金の管理等

- (1) 補助対象基金協会は、2により中央畜産会から補助金の交付を受け、信用基金に対して出資を行った場合には、当該補助金を補助対象基金協会の基金の他の部分と区分するとともに、当該補助金に係る出資金を他の出資金と区分して管理するものとする。
- (2) 信用基金は、(1)の補助対象基金協会からの出資金を他の出資金と区分して畜産特別資金保険準備資金として管理するものとし、その運用によって得た利息その他益金は、当該資金へ繰り入れるものとする。
- (3) 補助対象基金協会は、信用基金が畜特対象資金に係る保証保険の業務を終了した場合において、その持分を譲り渡したときは、2により中央畜産会から受けた補助金の金額に相当する額を限度として、出資金の原資の負担割合に応じて算出した額を中央畜産会に返還するものとする。

4 出資金の管理状況報告

基金協会は、毎年度、信用基金から当該年度のこの事業に係る畜産特別資金保険準備資金管理状況報告書を受けるものとし、会長が別に定める基金協会は、翌年度の5月31日（持分の譲渡しを完了した場合は、完了した日から起算して1カ月を経過した日）までに、別紙様式第38号により畜産特別資金融通円滑化特別事業出資金管理状況報告書を会長に報告するものとする。

5 提出書類の経由機関

基金協会が会長に提出する畜産特別資金融通円滑化特別事業に係る書類については、都道府県を経由するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 県畜産協会は、会長に対して第2の7の(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

2 県畜産協会は、1のただし書きにより申請をした場合において、第2の7の(5)の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該実績報告額から減額して報告するものとする。

3 県畜産協会は、1のただし書きにより申請をした場合において、第2の7の(5)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は、別紙様式第39号の畜産特別資金等推進指導事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額）を中央畜産会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 都道府県等、信農連、県畜産協会及び融資機関は、第1から第3の事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した最終年度の翌年度から起算し、5年間とする。

2 融資機関は、都道府県等、信農連等及び中央畜産会が利子補給事業に係る融資の状況に関して報告を求めた場合、又は都道府県等、信農連等及び中央畜産会の職員が、この事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

- 3 基金協会は、第4の事業に係る経理については、適正に処理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、拡大基金を閉鎖した年度の翌年度から起算して5年間とする。

また、第5の事業に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、持分の譲渡しを完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第9 その他

- 1 会長は、この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、県畜産協会、補助対象基金協会に対し調査を行い又は報告を求めることができるものとする。
- 2 会長は、この実施要領に定めるほか、事業実施につき必要な事項は、理事長の承認を受けて別に定めることができるものとする。

附 則

この実施要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成25年2月26日より適用するものとする。

附 則（平成25年5月8日25農畜機第553号承認）

- 1 この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日より適用するものとする。
- 2 この実施要領の施行により、畜産特別資金融通事業実施要領（平成23年6月3日23農畜機第1070号承認。以下「旧実施要領」）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧実施要領による補助については、本実施要領による補助とみなす。
- 4 第2項の規定による廃止前の旧実施要領に規定される事業の実績報告、帳簿の整理保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月14日26農畜機第1761号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日より適用するものとする。

附 則（平成27年4月30日27農畜機第336号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日より適用するものとする。

附 則（平成30年4月17日30農畜機第345号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日より適用するものとする。

附 則（平成30年6月8日30農畜機第1566号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、施行日から適用するものとする。

附 則（令和2年4月23日2農畜機第450号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日より適用するものとする。

附 則（令和4年3月31日3農畜機第7139号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日より適用するものとする。

附 則（令和5年5月31日5農畜機第1459号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日より適用するものとする。

別表 1

畜産特別資金の区分	
1	廃止前の肉畜経営改善資金特別融通事業助成実施要綱（昭和57年10月13日付け57畜団第1263号）で定める肉畜経営改善資金
2	廃止前の肉用牛経営合理化資金特別融通助成事業実施要綱（昭和60年7月16日付け60畜団第873号）で定める肉用牛経営合理化資金
3	廃止前の養豚経営安定資金特別融通助成事業実施要綱（平成元年5月29日付け元畜団第646号）で定める養豚経営安定資金
4	廃止前の酪農経営負債整理資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める酪農経営負債整理資金
5	廃止前の大家畜経営体質強化資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める大家畜経営体質強化資金
6	廃止前の大家畜経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める大家畜経営活性化資金
7	廃止前の養豚経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める養豚経営活性化資金
8	廃止前の大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める大家畜経営改善支援資金
9	廃止前の養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）で定める養豚経営改善支援資金
10	廃止前の大家畜特別支援資金融通事業実施要綱（平成20年4月1日付け20農畜機第107号）で定める大家畜特別支援資金
11	廃止前の養豚特別支援資金融通事業実施要綱（平成20年4月1日付け20農畜機第108号）で定める養豚特別支援資金
12	廃止前の畜産特別資金融通事業実施要綱（平成21年4月1日付け21農畜機第287号）で定める大家畜・養豚特別支援資金
13	廃止前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5215号）で定める大家畜・養豚特別支援資金
14	平成30年3月28日付け改正前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1の第2の1の1）の（1）で定める大家畜・養豚特別支援資金
15	平成30年3月28日付け改正前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1の第2の2の1）の（1）で定める改善緊急支援資金
16	平成30年3月28日付け改正後かつ令和5年3月30日付け改正前の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1の第2の1の（1）で定める大家畜・養豚特別支援資金
17	令和5年3月30日付け改正後の畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1の第2の1の（1）で定める大家畜・養豚特別支援資金

別表 2

利息相当額
<p>利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。</p> $\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$ <p>a : 適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部 b : 利子補給金が融資機関に交付された日から第 1 の 4 の (5) の返還金が中央畜産会に納付されるまでの日数</p>

別表 3

納付期限
<p>納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして中央畜産会が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して 40 日目とする。</p>

別表 4

補助対象経費	補助率
畜産特別資金等推進指導事業	
1 都道府県支援協議会の開催	定 額
2 借入者の経営改善のための指導等	定 額

別表 5 (飼養規模)

大家畜経営活性化資金

(単位：頭)

経営の種類	家畜の種類	一般		特認		円滑化
		個人	法人	個人	法人	個人
酪農経営	乳用成雌牛	15		25		25
肉用牛繁殖経営	肉専用種繁殖雌牛	5	15	10	30	10
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肉専用種肥育牛	10	30	20	60	20
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営	乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛	15	45	30	90	30

別表 6

資金名	年 度	貸付利率 (%)		利子補助率 (%)	
		一 般	特 認 円滑化	一 般	特 認 円滑化
活 大 性 家 化 畜 資 経 金 営	平成 5 年度	3.80	3.50	0.80	0.50
	平成 6 年度	3.80	3.50	0.80	0.50
	平成 7 年度	3.15	3.15	0.15	0.15

- 注：1 貸付利率は、対象資金に係る事業実施要綱で定める貸付利率を用いている。
 2 利子補助率は、約定貸付利率が上記利子補助率を下回る場合は、当該約定貸付利率を限度とする。

別紙様式第 1 号

中畜整理番号 ー

畜産特別資金利子補給契約締結申込書
(大家畜特別支援資金又は養豚特別支援資金)

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 殿
〔 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿 〕
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長)

所 在 地
融資機関名
代表者氏名
電 話

印
(内線)

このたび、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 及び畜産特別資金融通事業実施要領（以下「実施要領」という。）を承諾し、大家畜特別支援資金（又は養豚特別支援資金）の融資を行いたいので、実施要領第 1 の 3 の（1）の規定に基づき、別添の「畜産特別資金利子補給契約書」により、利子補給契約を締結いたしたく申し込みます。

畜産特別資金利子補給契約書
(大家畜特別支援資金又は養豚特別支援資金)

公益社団法人中央畜産会会長 (以下「甲」という。) は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 及び畜産特別資金融通事業実施要領を承諾した (以下「乙」という。) が〇〇知事 (又は知事が指定した団体の長) の承認を受けて、大家畜特別支援資金 (又は養豚特別支援資金) を融資した場合に、当該融資額について利子補給金を交付することについて乙と契約する。

令和 年 月 日

甲 所在地
名称 公益社団法人 中央畜産会
代表者氏名 会長 印

乙 所在地
名称
代表者氏名 印

(注) 乙は、本契約書 2 部を作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする。

別紙様式第3号〔提出部数3部（県、信農連等、中畜用）別表も同じ。〕

畜産特別資金貸付実行状況報告書
(大家畜特別支援資金又は養豚特別支援資金)

(令和 年度第 次貸付分)

(応答日型)
(12月型)

(該当のものに○印のこと。)

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会

会 長 殿

〔 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長) 〕

所 在 地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名

畜産特別資金融通事業実施要領第1の3の(2)の規定に基づき、畜産特別資金の貸付状況を別表のとおり報告します。

(大家畜分)

1 貸付実行額 (貸付対象者別貸付実行表は別表1 (入力 1) のとおり。)

区 分				都道府県知事の 貸付承認額 A 千円	貸付実行額 B 千円	貸付実行率 B/A %	貸付対象者数 人
特別 支援 資金	経 営 改 善 資 金	一 般	酪 農	約 定			
				残 高			
			計				
		特 認	酪 農	約 定			
				残 高			
			計				
	合 計	酪 農	約 定				
			残 高				
		計					
	経営継承資金		酪 農	約 定			
			肉 用 牛	約 定			
			計	約 定			
				残 高			
	総 計		酪 農	約 定			
			肉 用 牛	約 定			
		計	約 定				
			残 高				

(注) 約定欄にはローリングによる貸付額を、残高欄には残高借換による貸付額を記入すること。

2 貸付実行年月日 令和 年 月 日

3 貸付実行金利 (年利) (生産者団体等利子補給率内訳表は別表2 (入力 2) のとおり。)

区 分			貸 付 対 象 者 負 担 利 率 %	中 央 畜 産 会 利 子 補 給 率 %	生 産 者 団 体 等 利 子 補 給 率 %	金 利 合 計 %
特別支援 資金	経 営 改 善 資 金	一 般	～	～	～	～
		特 認	～	～	～	～
	経 営 継 承 資 金			～	～	～

(注) 各欄の利率は、最低と最高を記入すること。

(養豚分)

1 貸付実行額 (貸付対象者別貸付実行表は別表1 (入力 1) のとおり。)

区 分			都道府県知事の 貸付承認額 A 千円	貸付実行額 B 千円	貸付実行率 B/A %	貸付対象者数 人
特別支援資金	経営改善資金	一 般	約 定			
			残 高			
			計			
	特 認	約 定				
		残 高				
		計				
	計	約 定				
残 高						
計						
経 営 継 承 資 金						
計						

(注) 約定欄にはローリングによる貸付額を、残高欄には残高借換による貸付額を記入すること。

2 貸付実行年月日 令和 年 月 日

3 貸付実行金利 (年利) (生産者団体等利子補給率内訳表は別表2 (入力 2) のとおり)

区 分			貸 付 対 象 者 負 担 利 率 %	中 央 畜 産 会 利 子 補 給 率 %	生 産 者 団 体 等 利 子 補 給 率 %	金 利 合 計 %
特別支援資金	経営改善資金	一 般	～	～	～	～
		特 認	～	～	～	～
	経 営 継 承 資 金		～	～	～	～

(注) 各欄の利率は、最低と最高を記入すること。

入力-2

生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表

資金

キーコード部

データ区分	ブロック	都道府県	北海道振興局	融資機関		利子補給金計算期間	貸付実行年月日
				コード	名称		
12							

データ部

処理区分	経営改善・一般貸付														
	都道府県	市町村	県連	融資機関	その他 []	計	県連内訳								
							信連	経済連	共済連	畜産連	開拓連	酪農その他			
	%	%	%	%	%	%									

経営改善・特認貸付											
都道府県	市町村	県連	融資機関	その他 []	計	県連内訳					
						信連	経済連	共済連	畜産連	開拓連	酪農その他
%	%	%	%	%	%						

経営継承貸付											
都道府県	市町村	県連	融資機関	その他 []	計	県連内訳					
						信連	経済連	共済連	畜産連	開拓連	酪農その他
%	%	%	%	%	%						

- 注) 1. 本表は、入力-1表の貸付金利欄の生産者団体等利子補給率の内訳をデータ部に記入するもので、小数点以下3位まで記入する。利子補給率に幅がある場合は、上段に最低利子補給率、下段に最高利子補給率を記入する。
2. 県連の上乗せ利子補給がある場合は、「県連内訳」欄の該当する団体に「1」を記入すること。
3. その他による上乗せ利子補給がある場合、その他の[]内にその名称を記入すること。
4. 処理区分には、追加:1、修正:2、削除:3の区分を記入すること。(当初貸付時記入不要)

別紙様式第4号

畜産特別資金（ 資金）償還計画額・利子補給額計算書
（令和 年度第 次貸付分）

番 号
年月日

都道府県知事等及び信農連等の代表者 殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長）

公益社団法人 中央畜産会
会長

畜産特別資金融通事業実施要領第1の3の（3）の規定に基づき、別添計算書のとおり通知します。
つきましては、計算書の内容を確認して下さい。
なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付して下さい。

(出力1-1)

融資機関別償還計画額・利子補給額計算書-I 償還計画
 資金(令和 年度第 次貸付分)

利子補給金計算期間 型

融資機関名	区分	貸付対象者数 (うち特認) (うち経営継承) (人)	貸付実行額 (うち特認) (うち経営継承) (千円)	償 還 計 画 額 (単位:千円)									
				令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
				令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
	酪農	()	()										
	肉用牛	()	()										
	計	()	()										
	酪農	()	()										
	肉用牛	()	()										
	計	()	()										
合 計 (機関)	酪農	()	()										
	肉用牛	()	()										
	計	()	()										

融資機関別償還計画額・利子補給額計算書Ⅱ 利子補給
資金(令和 年度第 次貸付分)

利子補給金計算期間	型
-----------	---

融資機関名	区分	利 子 補 給 額 (単位:円)								合 計
		令和 年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度		
		令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	
	酪農									
	肉用牛									
	計									
	酪農									
	肉用牛									
	計									
合 計 (機関)	酪農									
	肉用牛									
	計									

注)利子補給額は、経営種類別・貸付区分別及び利子補給率別にそれぞれを算出し、合計したものである。

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書－Ⅰ 償還計画

資金(令和 年度第 次貸付分)

利子補給金計算期間 型

貸付対象者 コード 氏名	経営の 種類 貸付区分	貸付実行額 (千円)	償 還 計 画 額 (単位:千円)							
			令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度			
			令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度			
			期首残高 償 還 額	期首残高 償 還 額	期首残高 償 還 額	期首残高 償 還 額	期首残高 償 還 額			
合 計 (人)										

(出力2-2)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書Ⅱ 利子補給
 資金(令和 年度第 次貸付分)

利子補給金計算期間	型
-----------	---

区 分		利 子 補 給 額								交付額合計
		令和 年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度		
		令和 令和	年度 年度	令和 令和	年度 年度	令和 令和	年度 年度	令和 令和	年度 年度	
交 付 額	酪 農									
	肉 用 牛	肉用牛繁殖								
		肉専肥育・一貫								
		乳用種肥育								
		乳用種哺育育成								
		肉用牛 計								
	合 計									

注) 利子補給額は、経営種類別・貸付区分別及び利子補給率別にそれぞれを算出し、合計したものである。

畜産特別資金（ 資金）借入者承認取消通知書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第1の4の（2）の規定に基づき、下記のとおり
〇〇計画の承認の取消しを行ったので通知します。

記

借入者 氏名	貸付実行日	貸付実行額	取消認定日	承認取消 理由	備考
	年月日	千円	年月日		

（注）承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を記入すること。

また、承認取消を行うに当たって、審査委員会の意見を聴取している場合は、当該委員会の議事録を添付すること。

- 1 経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合
- 2 経営改善計画の承認取消しの申請がなされた場合
- 3 経営改善計画の承認後に不実記載が認められる場合
- 4 借入者が大家畜経営又は養豚経営に係る借入希望者の要件を満たさなくなつたと認められる場合（ただし、6を除く。）
- 5 審査委員会の審査基準に適合しなくなつたと認められる場合
- 6 令和2年度以降に行われた貸付けにあつては、借入者が大家畜又は養豚の経営部門及び経営全体についての収支管理の実施、並びに財務諸表等の融資機関への提出及び保管に係る借入希望者の要件を満たしていないと認められる場合
- 7 6に該当する場合であつて、かつ、融資機関が収支管理の実施状況の確認及び財務諸表等の受理、並びに収支管理が実施されない場合の借入者に対する指導の実施に係る融資機関の要件を満たしていないと認められる場合
- 8 融資機関支援計画の承認が取り消された場合

畜産特別資金（ 資金）借入者経営中止状況報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

畜産特別資金借入者について、経営中止した者があったので、畜産特別資金融通事業実施要領第1の4の（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

氏 名	貸付実行額 千円	貸付実行日 年月日	経営中止日 の貸付残高 千円	経営中止日 年月日	経営中止理由	継続確認 申請の有無
計						

- (注) 1. 貸付実行額及び経営中止日の貸付残高は、借入者ごとに小計を、2人以上の場合は合計を記入すること。
2. 経営中止日を証明する資料（販売代金清算書の写等）を1部添付すること。

別紙様式第7号〔提出部数3部（県、信農連等、中畜用）別表も同じ。〕

畜産特別資金（ 資金）貸付実行状況等異動報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会

会 長

殿

〔 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿 〕

（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長）

所 在 地

融資機関名

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第1の6の（1）のアの規定に基づき、別添のとおり報告します。

合併に伴う利子補給契約の承継について (通知)

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿
 県主務部長 殿
 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長)

所 在 地
 融資機関名
 代表者氏名
 電 話 番 号 (内線)

令和 年 月 日付をもって下記1のとおり合併し、下記2の融資機関が貴会と締結していた畜産特別資金に係る利子補給契約は当が承認したので通知します。

記

1 合併の状況

合併後の融資機関の名称		合併した融資機関の名称
		(1)
		(2)
電算処理コード番号		(3)
注) 合併した融資機関には、畜産特別資金を融資してない融資機関も記入すること。		()
		()
		()
		()

別紙様式第7号の別添4 [提出部数3部 (県、信農連等、中畜用。)]

_____資金貸付対象者氏名の変更について

番 号
年月日

〔 公益社団法人 中央畜産会会長 殿
 県主務部長 殿
 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
 (独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長) 〕

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

_____資金貸付対象者に下記のとおり変更があつたので報告します。

記

旧貸付対象者氏名	新貸付対象者氏名	備 考

注) 備考欄には変更の理由を簡潔に記載。

貸付対象者氏名変更入力票 I

都道府県名	融資機関名

ブロック コード	道府県 コード	振興局 コード	融資機関コード	貸付対象者コード	貸付対象者氏名	備考

償還猶予等異動表

ブロックコード	都道府県コード	支庁コード	融資機関コード	利子補給金 計算期間コード
ブロック名	都道府県名	振興局名	融資機関名称	計算期間型

資金名	
-----	--

貸付対象者コード	貸付対象者名	経営種類コード	貸付区分コード	貸付実行年月日	貸付実行額 千円	償還猶予等						備考	
						発生年月日	償還期限の延長		据置期間の延長 (中間据置)		約定償還額の低減		
							現行	変更後	現行	変更後	現行の 約定額 千円		変更後 約定額 千円
							年	年	年	年			

- 注) ①発生年月日は、借受者の約定償還日を記載する。
 ②現行欄には、貸付時における償還期限及び据置期間を記入する。
 ③変更後欄には、償還猶予等による変更した償還期限及び据置期間を記入する。
 ④約定償還額の低減について、約定償還日の償還額を変更する場合には、現行の約定額、変更後の約定額を記入する。

別紙様式第8号

畜産特別資金（ 資金）償還計画額・利子補給額異動修正計算書

番 号
年月日

畜産主務部長 殿
信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長)

公益社団法人 中央畜産会
会長

畜産特別資金融通事業実施要領第1の6の(2)の規定に基づき、別添計算書のとおり通知します。

つきましては、計算書の内容を確認して下さい。

なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付して下さい。

様式第8号の別添1
(出力3-1)

融資機関別償還計画額・利子補給額異動修正計算書-I 償還計画
資金(年度貸付分)

利子補給金計算期間	型
-----------	---

融資機関名	区分	貸付実行額 (うち特認) (うち後継者) (千円)	償 還 計 画 額 (単位:千円)				
			年度	年度	年度	年度	年度
			年度	年度	年度	年度	年度
	酪農	()					
	肉用牛	()					
	計	()					
	酪農	()					
	肉用牛	()					
	計	()					
合 計 (機関)	酪農	()					
	肉用牛	()					
	計	()					

様式第8号の別添2
(出力3-2)

融資機関別償還計画額・利子補給額異動修正計算書Ⅱ 利子補給
資金(年度貸付分)

利子補給金計算期間 型

融資機関名	区分	利子補給額				(単位:円)
		年度	年度	年度	年度	合計
		年度	年度	年度	年度	
	酪農					
	肉用牛					
	計					
	酪農					
	肉用牛					
	計					
合計 (機関)	酪農					
	肉用牛					
	計					

注) 利子補給額は、経営種類別・貸付区分別及び利子補給率別にそれぞれを算出し、合計したものである。

様式第8号の別添3
(出力4-1)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書Ⅰ 償還計画
資金(年度貸付分)

利子補給金計算期間 型

貸付対象者 コード 氏名	経営の 種類 貸付区分	貸付実行額 (当初貸付実行額) (千円)	償 還 計 画 額 (単位:千円)					
			年度 年度	年度 年度	年度 年度	年度 年度	年度 年度	
			期首残高 償還額	期首残高 償還額	期首残高 償還額	期首残高 償還額	期首残高 償還額	
		()						
		()						
		()						
合計 (人)		()						
合計 (人)	後継者	()						

様式第8号の別添4
(出力4-2)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書Ⅱ 利子補給
資金(年度貸付分)

利子補給金計算期間 型

区 分		利 子 補 給 額 (単位:円)				交付額合計	
		年度 年度	年度 年度	年度 年度	年度 年度		
交 付 額	酪 農						
	肉 用 牛	肉用牛繁殖					
		肉専肥育・一貫					
		乳用種肥育					
		乳用種哺育育成					
		肉用牛計					
	合 計						

注) 利子補給額は、経営種類別・貸付区分別及び利子補給率別にそれぞれを算出し、合計したものである。

別紙様式第9号〔提出部数3部（県、信農連等、中畜用）〕

畜産特別資金（ 資金）利子補給金請求書

（令和 年度分）

（応答日型）
（12月型）

（該当のものに○印のこと。）

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 殿

〔 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
（ 独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長） 〕

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

印

畜産特別資金融通事業実施要領第1の6の（3）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額

貸付年度	1次	2次		計
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

（注）（1）提出期限が同一のもののみ記入すること。

（2）提出に当たっては、別添を添付すること。

（3）1次又は2次の場合、計の記入は必要ありません。

令和 年 月 日

〔融資機関名〕	
貸付残高等 照合者	貸付残高等 突合者

利子補給金請求に係る事務チェック表

- 1 貸付残高、償還計画額・利子補給額〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 中央畜産会から送付される都度、異動報告書提出該当案件と計算書（様式第4号別表）を突合して整合性を確認している。
 - (2) 決算時又は年度期首に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。
 - (3) 利子補給金請求時に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。今回は〔令和 年 月 日〕に突合した。
 - (4) その他〔具体的に記入 〕

- 2 繰上償還、経営中止に係る異動報告〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 農協支店（支所）にも異動報告の提出漏れ、コンピュータで支店（支所）からの送金報告に係る異動関係データを確認し、異動報告は全て提出したことを確認している。
 - (2) 異動報告に漏れがあったので、〔ア 令和 年 月 日に中央畜産会に提出済、イ 令和 年月 日に提出予定〕である。
 - (3) その他〔具体的に記入 〕

- 3 利子補給額〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 農協データと中央畜産会から送付された計算書と突合して整合することを令和 年 月 日に点検して、利子補給金請求書を作成した。
 - (2) その他〔具体的に記入 〕

別紙様式第 10 号〔提出部数 3 部（県、信農連等、中畜用）〕

畜産特別資金（ 資金）約定償還額の償還状況報告書

（令和 年度分）

（応答日型）
（12月型）

（該当のものに○印のこと。）

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会

会 長 殿

〔 信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長） 〕

所 在 地

融資機関名

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 6 の（3）の規定に基づき、報告します。

貸付年度	当期約定償還額 千円	うち期中延滞		期末延滞		期中の受入代弁額 千円
		人数 人	金額 千円	人数 人	金額 千円	
計						

- （注）1. 約定償還額の延滞していない場合は、貸付年度及び約定償還額のみ記入すること。
2. うち期中延滞欄には、当期約定償還額の延滞した者について、人数とその額を記入する。
3. 期末延滞欄には、貸付当初から当年度までの累積された延滞について人数とその額を記入する。

別紙様式第 11 号

畜産特別資金利子補給事業実績報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 7 の規定に基づき、別表のとおり報告します。

融資機関	支庁・市町村	一般特認 経営継承	借入者数	貸付件数	貸付件数 (A=B+C)	養豚繁殖		肥育一貫	
						件数	貸付実行額 (B)	件数	貸付実行額 (C)
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							
合計 (融資機関数)		一般							
		特認							
		経営継承							
		計							

委 任 状

当 是、貴 には畜産特別資金融通事業
実施要領第 1 の 8 の (2) に基づき、次のことを委任いたします。

記

畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 3 の (1) 及び (2)、4 の (3) 及び (5)、6 の
(1)、(3) 及び (4) 並びに 7 の事務に関すること。

年 月 日
住 所
名 称
代表者氏名

印

別紙様式第 13 号

畜産特別資金（ 資金）の利子補給事業に係る事業委託について

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

代表者氏名

印

畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 8 の（3）の規定に基づき、下記のとおり指定したの
で通知します。

記

指定機関名

所 在 地

代表者氏名

指定年月日

別紙様式第 14 号〔提出部数 2 部（県、中畜用）〕

畜産特別資金貸付実行報告書の送付について
(大家畜特別支援資金又は養豚特別支援資金)

(令和 年度第 次貸付分)

(応答日型)
(12月型)

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
委託機関名
代表者氏名
電 話 (内線)
担 当 者 所 属 氏名

別添のとおり、(融資機関名)より畜産特別資金貸付実行状況報告書の提出がありました
が、その内容が適正と認められるので、畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 8 の (4) の規
定に基づき、送付します。

添付書類

各融資機関からの別紙様式第 3 号の畜産特別資金貸付実行状況報告書 (別表 1、2 を含
む。)

貸 付 実 行 状 況 一 覧 表

(単位：人、千円)

融資機関名	区 分	貸 付 実行 年月日	貸 付 実行額 (対象者数)	経営改善一般						経営改善特認						一般・特認 計						経営継承	
				酪 農		肉用牛		計		酪 農		肉用牛		計		酪 農		肉用牛		計		酪農	肉用牛
				約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高	約 定	残 高
	対象者数																						
	金 額																						
	対象者数																						
	金 額																						
	対象者数																						
	金 額																						
	対象者数																						
	金 額																						
	対象者数																						
	金 額																						
計	対象者数																						
	金 額																						

別紙様式第 15 号〔提出部数 2 部（県、信農連等用）別表も同じ〕

畜産特別資金（ ） 資金） 利子補給金請求書（委託機関用）
（令和 年度分）

（応答日型）
12月型

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
委託機関名
代表者氏名
電 話
担当者所属

（内線）
氏名

印

別添のとおり、融資機関 機関より畜産特別資金利子補給金請求書の提出があり、畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 8 の（1）のエの規定に基づき、その内容を審査した結果適正と認められるので、同要領第 1 の 8 の（4）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

1. 利子補給金請求額

貸付年度	融資機関数	請 求 額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計	()	円	

(注) () には、実質融資機関数を記入

2. 利子補給金の振込先金融機関名等

金融機関名

預金種目

預金口座番号

預金口座名義

3. 添付書類

融資機関からの別紙様式第 9 号畜産特別資金利子補給金請求書

別紙様式第 16 号

令和 年度 畜産特別資金等推進指導事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年月日

〇〇都道府県知事 殿

団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり畜産特別資金等推進指導事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 3 の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。
記

- 1 事業の目的（又は変更の理由）
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度畜産特別資金等推進指導事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

項 目	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合 計				

- 4 事業実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 5 添付書類
(1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

令和 年度畜産特別資金等推進指導事業実施計画

1 事業の実施方針

2 事業の推進体制

3 事業費の内訳

(1) 都道府県支援推進協議会の開催 (単位：円)

開催場所	参加団体 参加者	協議内容	事業費	積算内訳			
				科目	員数(時間)	単価	金額

(2) 融資機関への指導・助言 (単位：円)

融資機関数	指導・助 言人員	指導回数	指導内容	事業費	積算内訳			
					科目	員数(時間)	単価	金額

(注) 融資機関数は、実機関数、指導・助言人数は延人数、指導回数は延回数を記入する。

(3) 経営改善計画作成・見直し及び達成指導 (単位：円)

経営改善 計画作成等	指導 戸数	指導 人員	指導 回数	指導内容	事業費	積算内訳			
						科目	員数(時間)	単価	金額
① 改善計 画作成 指導									
② 改善計 画見直 指導									
③ 改善計 画達成 指導									

(注) 指導戸数は、実戸数、指導・助言人数は延人数、指導回数は延回数を記入する。

(4) 借入者の経営改善のための指導資料作成 (単位：円)

指導資料 の名称	作成 部数	主な配布対象	主な内容	事業費	積算内訳			
					科目	員数(時間)	単価	金額

(注) ホームページ作成の場合は、作成頁数を記入する。

(5) その他推進事務等 (単位：円)

主な内容	事業費	積算内訳			
		科目	員数(時間)	単価	金額

(6) 借入者の負債の残高等経営改善の進捗状況調査 (単位：円)

調査箇所	調査人員	調査回数	主要調査事項	事業費	積算内訳			
					科目	員数(時間)	単価	金額

(注) 調査箇所は、実箇所数、調査人数は延人数、調査回数は延回数を記入する。

(7) 借入者の経営改善計画の定期的な実績点検及び調査 (単位：円)

実績点検区分 (上期・年間)	実績 点検数	実績点検の主な内容	事業費	積算内訳			
				科目	員数(時間)	単価	金額

(注) 実績点検数は、上期・年間別に実点検数を記入する。

(8) その他借入者への指導事項 (単位：円)

指導の種類	指導人員	指導回数	主な指導内容	事業費	積算内訳			
					科目	員数(時間)	単価	金額

(注) 指導の種類ごとに記載し、指導人数は延人数、指導回数は延回数を記入する。

(9) 事業費合計 (単位：円)

事業費合計	
-------	--

- 4 担当者等
担当者
電話番号

別紙様式第 17 号

令和 年度 畜産特別資金等推進指導事業補助金交付申請書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおり畜産特別資金等推進指導事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 7 の (1) の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金から、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度畜産特別資金等推進指導事業実施計画書」のとおり
注：別紙様式第 16 号の別紙により作成すること。

3 経費の配分と負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
計				

(注) 区分の欄は、別紙様式第 16 号の別紙の 3 の事業費内訳の (1) ～ (8)
ごとに記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業 (業務) 報告書及び事業 (業務) 計画書
- (3) 同要領第 2 の 3 の規定に基づき、都道府県知事と協議した旨を証する資料

番 号
年月日

殿

公益社団法人中央畜産会
会長 印

令和 年度畜産特別資金等推進指導事業に係る補助金の交付決定について

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった令和 年度畜産特別資金等推進指導事業に係る補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金から、下記のとおり交付することに決定したので、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 7 の（2）の規定により通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで補助金交付申請（以下「申請書」という。）のあった畜産特別資金等推進指導事業とし、その内容は申請書の「事業の内容」欄記載のとおりとする。
2. 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、「事業の内容」が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによる。

事業に要する経費	円
補助金の額	円
3. 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書の「事業に要する経費の配分及び負担区分」欄記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定
事業に要した経費の実支出額と交付決定に係る補助金の額（変更される場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
5. 事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱及び畜産特別資金融通事業実施要領に従わなければならない。
6. 補助金交付の条件は、5 に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 ヶ年間整備保管しなければならない。
 - （2）事業実施者は、実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入れ控除額が明らかになった場合には、これを実績報告書から減額して報告するものとする。
また、実績報告書の提出後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入れ控除額が明らかになった場合には、その金額を会長に報告し会長の指示によりこれを返還しなければならない。

別紙様式第 19 号

令和 年度 畜産特別資金等推進指導事業補助金交付変更申請書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度畜産特別資金等推進指導事業の実施について、下記のとおり変更したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 7 の (3) の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

別紙様式第 17 号の記の 3、4 及び 5 の様式によるものとし、変更に係る部分については変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第 20 号

令和 年度 畜産特別資金等推進指導事業補助金概算払請求書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号で補助金交付決定通知のあった畜産特別資金等推進指導事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 7 の (4) のイの規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況			既概算払受領額	今回概算払請求額
	事業費	中央畜産会補助金	事業費	中央畜産会補助金	事業費出来高		
計							

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支払い計画を添付すること。

2 振込先金融機関名及び口座番号

〇〇銀行、 〇〇支店、 〇〇預金、
口座番号〇〇〇〇、口座名義〇〇〇〇

公益社団法人中央畜産会
会長

殿

団 体 名
代表者氏名

印

令和 年度畜産特別資金等推進指導事業実績報告について、畜産特別資金融通事業実施要領第 2 の 7 の (5) の規定に基づき、下記の通り実績を報告します。

なお、併せて清算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
 - 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
 - 4 事業完了年月日
 - 5 事業に係る精算額
- } 別紙様式第 17 号の
記 1 ~ 3 に準ずる。

(単位 : 円)

交付決定額 ①	確定額 ②	概算払額 ③	精算額 ④ ① 又は ② - ③ = ④

- 6 振込先金融機関名及び口座番号
○○銀行、○○支店、○○預金、
口座番号○○○○、口座名義○○○○

(注) 補助事業により作成した指導資料等を添付すること。

番 号
年月日

殿

公益社団法人中央畜産会
会長 印

令和 年度畜産特別資金等推進指導事業に係る補助金の額の確定及び
精算払いについて

令和 年 月 日付け第 号をもって提出された実績報告に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金からの令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号による交付決定通知に係る補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、精算払額については、近日中に指定の口座に振込みますのでご了知下さい。

記

1	交付決定額	円
2	確定額	円
3	概算払額	円
4	精算払額	円

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

住 所
氏 名

印

令和 年度において畜産特別資金に係る飼料費高騰に対する対策事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (1) のアの規定に基づき、下記のとおり利子補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

借入融資機関	(取扱店)
--------	--------

資金名	借入日	借入金額 (千円)	利率 (%)			期首借 入残高 (千円)	期中元本 平均残高 (千円) ①	利子 補助率 (%) ②	利 子 補助金 (円) ①×②
			別表 6 の貸付 利 率	約 定 利 率	その他 負 担 ()				
合 計									

- 注) 1. 資金名には対象資金及び「一般」、「特認」又は「円滑化」の区別を記入すること。
 2. その他負担には、別表 6 の貸付金利と約定金利との差分について、利子補給事業名を括弧内で記述するとともに、事業の内容がわかる規定等を添付すること。
 3. 期首借入残高は、約定償還日における償還前の借入残高を記入すること。
 4. 期中元本平均残高は、借入元本の期中残高積数÷365 日とする。
 5. 利子補助金は、1 円未満切り捨てとする。

添付資料：直近の経営状況（令和 年度）（大家畜分）

1 経営の概況

区 分	実 績	備 考
家族労働力	人	
経営耕地（放牧地含む）	a	
乳用牛	頭	
うち経産牛	頭	
育成牛	頭	
肉専用種繁殖雌牛	頭	
肉専用種肥育牛	頭	
乳用種肥育牛	頭	
乳用種ほ育育成牛	頭	

（注：常時飼養頭数を記入する。）

2 生産状況

	区 分	実 績	備 考
乳 用 牛	生乳生産量	t	
	子牛出荷頭数	頭	
	子牛出荷頭価格(年平均)	千円/頭	
	育成牛・成牛出荷頭数	頭	
	育成牛・成牛出荷価格	千円/頭	
繁殖 肉 専 牛	子牛生産頭数	頭	
	子牛出荷頭数	頭	
	子牛出荷価格(年平均)	千円/頭	
肥育 肉 専 牛	導入頭数	頭	
	導入価格(年平均)	千円/頭	
	出荷価格(年平均)	千円/頭	
	平均肥育期間	ヶ月	
育・ 乳 用 種 ほ 育 成 牛	導入頭数	頭	
	導入価格(年平均)	千円/頭	
	出荷頭数	頭	
	出荷価格(年平均)	千円/頭	
	飼養期間	日	
肥育 乳 用 種 牛	導入頭数	頭	
	導入価格(年平均)	千円/頭	
	出荷頭数	頭	
	出荷価格(年平均)	千円/頭	
	平均肥育期間	ヶ月	

3 経営収支

区 分	実 績	備 考
農業収入	千円	
農業支出	千円	
農業収支	千円	
農外収支	千円	
農家収入	千円	
可処分収入	千円	
家計費	千円	

(注：年間の実績を記入する。)

上記のとおり経営中であり、また、今後も畜産経営を継続したいので、令和 年度約定償還金を返済するため、利子補助金の交付を申請します。

添付資料：直近の経営状況（令和 年度）（養豚分）

1 経営の概況

区 分	実 績	備 考
家族労働力	人	
施設敷地	a	
施設	m ²	
種豚	頭	
雌豚	頭	
経営耕地	a	

2 生産状況

区 分	実 績	備 考
導入頭数	頭	
導入価格(年平均)	千円/頭	
出荷頭数	千円/頭	
出荷価格(年平均)	千円/頭	
1 腹当り子豚生産頭数	頭	
年間平均分娩回数	回	
育成率	%	
平均肥育日数	日	

3 経営収支

区 分	実 績	備 考
農業収入	千円	
農業支出	千円	
農業収支	千円	
農外収支	千円	
農家収入	千円	
可処分収入	千円	
家計費	千円	

(注：年間の実績を記入する。)

上記のとおり経営中であり、また、今後も畜産経営を継続したいので、令和 年度約定償還金を返済するため、利子補助金の交付を申請します。

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付手続に関する委任状

令和 年度において畜産特別資金に係る飼料費高騰に対する対策事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (1) のアの規定に基づき、下記のとおり利子補助金を交付されたく、 を代理人と定め同利子補助金交付手続に関する一切の権限を委任します。

記

借入融資機関	(取扱店)
--------	--------

資金名	借入日	借入金額 (千円)	期首 借入残高 (千円)	約定 利率 (%)	利子補助率 (%)	利子 補助金 (円)
合 計						

- 注) 1. 期首借入残高は、約定償還日における償還前の借入残高を記入すること。
 2. 利子補助率は、別表 6 に定める対象資金に係る利子補給率を記入すること。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿
〔信用農業協同組合連合会会長 殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長）〕

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

令和 年度において飼料費高騰に対する対策事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の（1）のイの規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金から、利子補助金 円を交付されたく申請します。

記

利子補助金交付申請額

(単位：件、円)

対象資金	件数	交付申請額
合 計		

注) 別表「貸付対象者別利子補助金一覧」を添付する。

融資機関名_____

貸付対象者別利子補助金交付対象者要件確認調書
(資金)

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請者に係る交付対象者要件の確認状況は、下記のとおり交付対象要件を充たしています。

記

1 利子補助金交付対象者要件確認結果

貸付対象者コード	貸付対象者氏名	利子補助金交付対象者要件確認結果		
		ア (規模)	イ (償還見込)	ウ (経営継続)
合 計				

(注) 要件を充足するものは○、確認時点で充足しないものの、充足する見込みは△、充足しないものは×で表示する。

2 確認時には要件を充足しないものの、充足する見込みの内容

貸付対象者コード	貸付対象者氏名	充足の見込み・確実性	交付時期

貸付対象者別利子補助金一覧

入力-1	資金	
------	----	--

キーコード部

 枚のうち
 枚 目

ブロック	都道府県	北海道 振興局	融資機関		利子補給金 計算期間
			コード	名称	

データ部

貸付対象者 コード	貸付対象者 氏名	経 営 の 種 類	コ ー ド	貸 付 区 分	貸付実行年月日	約定償還日	貸付実行額 千円	期首借入残高 千円	貸付利率等		
									貸付者 約定利率 %	利子補助率 %	利子補助金 申請額 円
小計											
合計											

注) 1. 融資機関コードは、都道府県が定め中央畜産会に登録済みのコードを記入すること。
 2. 貸付対象コードは、最大10桁とし都道府県が定め中央畜産会に登録済みのコードを記入すること。
 3. 貸付対象者氏名は、漢字等で8文字以内に記入すること。
 4. 貸付金利は小数点以下3位までに記入すること。
 5. 期首借入残高は、約定償還日における借入残高を記入すること。
 6. 本表が2枚以上になるときは、各表ごとにキーコード部を必ず記入するとともに、小計をいれ最後の表には合計をいれること。

殿

公益社団法人中央畜産会
会長 ⑩

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金の交付決定について

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった飼料費高騰に対する対策事業に係る利子補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金から、下記のとおり交付することに決定したので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の（1）のウの規定により通知します。

記

1. 利子補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで利子補助金交付申請（以下「申請書」という。）のあった飼料費高騰に対する対策事業とし、その利子補助金交付額は次のとおりとする。

事業に要する経費	円
利子補助金の額	円

2. 利子補助金の受領者（以下「受領者」という。）は、畜産特別資金融通事業実施要領に従わなければならない。

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金代理受領委任状

令和 年度において畜産特別資金に係る飼料費高騰に対する対策事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (2) のアの規定に基づき、私は、
を代理人と定め、

から借り受けている下記（畜産特別資金名）の借入金残高 円に係る公益社団法人中央畜産会から交付される利子補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

記

畜産特別資金名	金銭消費貸借 証書の日付	借入金額	借入金残高
合 計			

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

この書面により取得される貴殿の個人情報、公益社団法人中央畜産会が飼料費高騰に対する対策事業（利子補助金の交付）を行うためにのみ利用されます。

令和 年 月 日

殿

住所
氏名 印

依 頼 書

令和 年度において畜産特別資金に係る飼料費高騰に対する対策事業を実施したいので、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (2) のアの規定に基づき、私は、貴 から借り受けている下記（畜産特別資金）の債務元金 円について、金銭消費貸借契約証書に基づき、下記に掲げる貸付利率に相当する利息を支払うこととなっています。

そのうち、年 3 . 0%相当分については私が貴 に直接支払い、公益社団法人中央畜産会から利子補助金を受けることとなっている差額分（下記に掲げる利率相当分）については、令和 年 月 日付け委任状に基づき、貴 が私に代わって受領する利子補助金をもって充当することを依頼します。

（注）上乗せ利子補給等により約定貸付利率が 3. 0%以下である場合には、当該約定貸付利率から別表 6 に定める対象資金に係る利子補助率を減じた率とすることとする。

記

畜産特別資金名	金銭消費貸借証書の日付	借入金額 (千円)	約定利率 ①	利子補助率 ②	本年度 支払利率 ① - ②
			年 %	年 %	年 %
			年 %	年 %	年 %
			年 %	年 %	年 %
			年 %	年 %	年 %
合 計					

この書面により取得される貴殿の個人情報、公益社団法人中央畜産会が飼料費高騰に対する対策事業を行うためにのみ利用されます。

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿
〔 信用農業協同組合連合会会長 殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長） 〕

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 発中畜第 号で利子補助金交付決定通知のあつた飼料費高騰に対する対策事業について、下記のとおり金 円を交付されたく、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (2) のイの規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構からの農畜産業振興機構法第 10 条第 2 号に基づく畜産特別資金融通事業補助金から、利子補助金 円を交付されたく請求します。

記

利子補助金交付請求額

(単位：件、円)

対象資金	件数	交付請求額
合 計		

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金利息充当通知書

令和 年 月 日

殿

(融資機関)

印

公益社団法人中央畜産会からの貴殿に対する利子補助金を受領し、下記のとおり約定利息に充当したので通知します。

記

利子補助金交付決定番号			
利子補助金受領日			
利子補助金受領額	円		
払込期日			
充当対象資金名			
利子補助金利息充当額	円	円	円

(注) 本件は、貴殿から依頼されております飼料費高騰に対する対策事業利子補助金充当依頼書に基づき、今回分の利子補助金を充当したことをお知らせするものです。

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金利息充当通知書

令和 年 月 日

殿

(融資機関)

印

公益社団法人中央畜産会からの貴殿に対する利子補助金を受領し、下記のとおり貴殿の預金口座に入金したので通知します。

なお、利息は令和 年 月 日に貴殿の預金口座から引き落としましたので、申し添えます。

記

利子補助金交付決定番号				
利子補助金受領日				
利子補助金受領額		円		
貴殿預金口座入金日				
参 考	払込期日			
	対象資金名			
	利息額 (利子補助金相当分)	円	円	円

(注) 本件は、貴殿から依頼されております飼料費高騰に対する対策事業利子補助金充当依頼書に基づき、今回分の利子補助金を充当したことをお知らせするものです。

別紙様式第 31 号

飼料費高騰に対する対策事業実績報告書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿
〔信用農業協同組合連合会会長 殿〕
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあつては当該団体の長)

所 在 地
融資機関名
代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 2 の (3) の規定に基づき、別表のとおり報告します。

委 任 状

当 是、貴 畜産特別資金融通事業実施要領第3の3
の(1)のイに基づき、次のことを委任いたします。

記

畜産特別資金融通事業実施要領第3の2の(1)のイ、(2)のイ及びウ並びに(3)の事務
に関する事。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

別紙様式第 3 3 号

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書（委託機関用）

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
委託機関名
代表者氏名
電 話 (内線)
担当者所属 氏名

別添のとおり、融資機関より飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書の提出があり、畜産特別資金融通事業実施要領第 3 の 3 の (1) のアの規定に基づき、その内容を審査した結果適正と認められるので、同要領第 3 の 3 の (1) のウの規定に基づき、利子補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 利子補助金請求額

(単位：円)

融資機関名	交付申請額		
	大家畜経営 活性化資金	養豚経営 活性化資金	計
計			

2. 添付書類

融資機関からの別紙様式第 25 号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金交付申請書

飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書（委託機関用）

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
委託機関名
代表者氏名
電 話 (内線)
担当者所属 氏名

別添のとおり、融資機関より飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書の提出があり、畜産特別資金融通事業実施要領第3の3の(1)のアの規定に基づき、その内容を審査した結果適正と認められるので、同要領第3の3の(1)のウの規定に基づき、利子補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 利子補助金請求額

(単位：円)

融資機関名	交付申請額		
	大家畜経営 活性化資金	養豚経営 活性化資金	計
計			

2. 利子補助金の振込先金融機関名等

金融機関名 預金種目
預金口座番号 預金口座名義

3. 添付書類

融資機関からの別紙様式第29号の飼料費高騰に対する対策事業利子補助金支払請求書

飼料費高騰に対する対策事業実績報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地
信農連等名
代表者氏名

印

畜産特別資金融通事業実施要領第3の3の(1)のウの規定に基づき、別表のとおり報告
します。

畜産特別資金融通円滑化事業に係る円滑化資金返還書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

住 所
団 体 名 県(都道府)農業信用基金協会
代表者氏名 印
電話(内線)
担当者所属 氏名

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第6の2の(4)の才及び畜産特別資金融通事業実施要領第4の3の(4)の規定に基づき、円滑化資金を下記により返還します。

記

- 1 返還額 ○○○○円
- 2 送金日(予定日) 令和 年 月 日

(注) 「別紙様式第36号-2」に記入の上、添付すること。

畜産特別資金融通円滑化事業に係る拡大基金終了後の管理状況報告書
(令和 年 3月 31日現在)

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

住 所
団 体 名 県(都道府)農業信用基金協会
代表者氏名 印
電話(内線)
担当者所属 氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第4の4の規定に基づき、拡大基金終了後の管理状況について下記のとおり報告します。

記

(単位:円)

区 分		拡大基金による代位弁済分	借入に係る資金による代位弁済分(注8)	計
額(累計) 平成21年度末造成	出資金			
	交付金			
	うち中央畜産会円滑化資金(a)			
	繰入金			
	造成額計(A) (注1)			
減額(累計) 令和年度末増	代位弁済額(B) (注2)			
	保険金受領額(C)			
	求償権回収額のうち基金協会取得分(D) (注3)			
令和	年度末拡大基金相当額現在高 (E) = (A) - (B) + (C) + (D)			
(E)が負の場合 未処理弁済額補てん分	保証円滑化交付金必要額 (F) = (-E) × 1/4 (又は3/8) (注4)			
	保証円滑化交付金既受領額 (G) (注5)			
	(F)のうち保証円滑化交付金今回申請額 (H) (注6)			別紙様式第37号-3の⑤に転記
	(F)のうち保証円滑化交付金申請残額 (I) = (F) - ((G) + (H))			
(E)が正の場合 中央畜産会返還額	円滑化資金返還必要額 (J) = (E) × (a) / (A)			
	円滑化資金既返還額 (K)			
	円滑化資金今回返還額 (L) = (J) - (K) (注7)			別紙様式第36号-1に転記

(注) 1 平成21年度末造成額(累計)の各項目は、平成21年度末の造成額の累計(払戻額・償却費充当額等の減額を行わないこと。)を記入すること。

- 2 代位弁済額（B）は、平成23年3月31日までの間において、拡大基金及び借入れに係る資金をもって代位弁済を行ったものであって、要綱別添1の第7の1の保証円滑化交付金の交付対象でない代位弁済実行分の累計を記入すること。
- 3 求償権回収額のうち基金協会取得分は、求償権（代位弁済をした日以後（保険金の支払を受けた求償権にあっては、当該保険金の支払を受けた日までに限る。）の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額から信用基金へ納付した額及び納付することが予定されている額の合計額を差し引いた額を記入すること。
- 4 要綱別添1の第6の2の（3）のただし書きにおいて、5分の1以上の率が認められている基金協会にあっては、4分の1を8分の3とすること。
- 5 保証円滑化交付金既受領額（G）は、未処理弁済分として平成22年度以降に要綱別添1の第7の1の保証円滑化交付金の交付対象として交付を受けた額を記入すること。
- 6 （F）のうち保証円滑化交付金今回申請額（H）は、今後の求償権の償却（平成21年度以前に償却したものを含む。）に伴う費用への補てんの見込みを踏まえて基金協会において決定すること。
- 7 円滑化資金今回返還額（L）は、実施要領第4の3の（4）に基づき会長から指示があった場合は、その額とすること。
- 8 借入れに係る資金による代位弁済分は、信用基金からの借入金その他の借入金に係る資金をもって行った代位弁済に係るものを記入すること。

畜産特別資金保証円滑化交付金の交付に関する契約締結申込書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名 県(都道府県)農業信用基金協会
代 表 者 氏 名 印
電 話 (内線)
担当者所属 氏名

このたび、畜産特別支援資金融通事業実施要綱を承諾し、融資機関の畜産特別資金の貸付けに対する債務保証の事業を行いたいので、畜産特別資金融通事業実施要領第5の3の(1)の規定に基づき、別添の「畜産特別資金保証円滑化交付金の交付に関する契約書」により、畜産特別資金保証円滑化交付金の交付契約を締結いたしたく申し込みます。

畜産特別資金保証円滑化交付金の交付に関する契約書

公益社団法人中央畜産会会長〇〇〇〇 (以下「甲」という。) は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱 (以下「要綱」という。) を承諾した〇〇県 (都道府) 農業信用基金協会会長理事 (理事長) 〇〇〇〇 (以下「乙」という。) が、畜産特別資金を融資した融資機関との債務保証契約に基づき、当該資金に係る保証債務を履行した場合において、要綱別添1の第7に規定する畜産特別資金保証円滑化交付金を交付することについて次の条項を契約する。

第1条 甲の乙に対する畜産特別資金保証円滑化交付金の交付対象額は、要綱別添1の第7の3の(1)のア及びイに規定するところにより、あらかじめ県 (都道府) 知事と協議の上、甲の承認を受けた代位弁済等費用 (当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金からの保険金受領額又はその予定額を除く。) の額とする。

第2条 甲の乙に対する畜産特別資金保証円滑化交付金の交付額は、前条の交付対象額に4分の1を乗じて得た額 (円未満を切り捨てた額とする。) とする。

ただし、要綱別表1の13号の資金に係る平成25年3月15日貸付及び15号の資金にあつては、前条の交付対象額に2分の1を乗じて得た額 (円未満を切り捨てた額) とする。

第3条 この契約に疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地
名称 公益社団法人 中央 畜 産 会
代表者氏名 会長 印

乙 所在地
名称 〇〇県 (都道府) 農業信用基金協会
代表者氏名 会長理事 (理事長) 印

- (注) 1、乙は、本契約書を2部作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする。
2、要綱別添1の第6の2の(3)において5分の1以上の率が認められている基金協会にあつては、第2条中の4分の1を8分の3とすること。

畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名 県(都道府県)農業信用基金協会
代 表 者 氏 名
電 話 (内線)
担当者所属 氏名

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第7の3の(1)のア及び畜産特別資金融通事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき、代位弁済等費用の補てんについて下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(単位：円)

区 分		代位弁済に係る内容				
融資機関名						
借入者名						
貸付実行額						
債務保証額						
代位弁済 (予定) 年月日						
代位弁済理由						
代位弁済 (予定) 額 ①						
保険金受領 (予定) 額 ②						
弁済額③=①-②						
保 証 円 滑 化 交 付 金	弁済額補てん分 ④=③×1/4 (又は3/8) (注2)					
	弁済額補てん分 ⑤=③×1/2 (注3)					
	申請予定額⑥=④+⑤					

- (注) 1 融資機関又は借入者が複数の場合若しくは当該借入者に複数の借入れがある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入すること。
2 要綱別表1の1号から14号までの資金(ただし、13号の資金のうち平成25年3月15日の貸付に係るものを除く。)については、弁済額補てん分④の欄に記入し、要綱別添1の第7の3の(1)のイのただし書に該当する基金協会にあっては、4

分の1を8分の3とすること。

- 3 代位弁済等申請書には、金銭消費貸借証書、債務保証の引受けを証する書類、融資機関からの代位弁済を求める書類、都道府県知事への協議結果はその回答書の写し、貸付時の経営改善計画の写し、計画見直し時の経営改善計画の写し、指導記録簿及び別紙様式第37号-3の別添書類（参考例）により作成した代位弁済に至った経緯等を記載した書類を添付すること。
- 4 また、要綱別表1の13号の資金に係る平成25年3月15日貸付及び15号の資金にあつては、2分の1とし、弁済額補てん分⑤の欄に記入すること。
- 5 代位弁済申請対象貸付けが令和2年度以降に行われた貸付けにあつては、当該資金貸付時の審査委員会の議事録を添付すること。

別紙様式第37号—3の別添書類 (参考例)

代位弁済に至った経緯等を記載した書類

I 債務者の概況等

1 経営形態・経営規模の変遷等

(注) 債務者の営農開始から代位弁済に至るまでの間の経営形態・経営規模の変遷等を時系列で記入するとともに、経営中止又は約定代位弁済請求時(以下「経営中止等」という。)直近3か年の経営規模等の変遷を下表に記入してください。

(1) 肉用牛一貫経営

(単位: 頭、千円)

年	○年	○年	○年
項目			
総飼養頭数			
繁殖用雌牛			
肥育牛			
肉専用種			
交雑種			
乳用種			
子牛			
その他 ()			
肥育牛販売頭数			
肥育牛販売額			
子牛販売頭数			
子牛販売額			

(注1) 経営中止等から直近3か年の実績を記入してください。

(注2) 肥育牛及び子牛の販売実績は、当該年に肥育牛及び子牛を販売した頭数及び販売額をそれぞれの欄に記入してください。

(注3) 肉用牛繁殖経営、肉用牛肥育経営にあつては、この表に準じて表を作成してください。

(注4) 項目を増やす必要があれば適宜追加してください。

(2) 酪農経営

(単位:頭、t、千円)

項目 \ 年	〇年	〇年	〇年
飼養頭数			
経産牛			
搾乳牛			
育成牛			
生乳生産量			
生乳販売額			
育成牛販売頭数			
育成牛販売額			
子牛販売頭数			
子牛販売額			

(注1) 経営中止等から直近3か年の実績を記入してください。

(注2) 育成牛及び子牛の販売実績は当該年の販売頭数及び販売額をそれぞれの欄に記入してください。

(注3) 項目を増やす必要があれば適宜追加してください。

(3) 養豚経営

(単位:頭、千円)

項目 \ 年	〇年	〇年	〇年
総飼養頭数			
子取り用雌豚			
肥育豚			
肥育豚販売頭数			
肥育豚販売額			
子豚販売頭数			
子豚販売額			

(注1) 経営中止等から直近3か年の実績を記入してください。

(注2) 肥育豚及び子豚の販売実績は、当該年の肥育豚及び子豚の出荷頭数及び販売額をそれぞれの欄に記入してください。

(注3) 項目を増やす必要があれば適宜追加してください。

2 家族構成

(単位：千円)

氏名	続柄	職業	年収等（見込額）
	本人		

(注1) 債務者及び同居家族の現況について記入してください。

なお、同居家族であっても生計が独立している者（連帯保証人を除く）の記入については任意とします。

(注2) 年収等（見込額）欄の記入については、債務者及び連帯債務者並びに連帯保証人となっている同居家族の記入は必須とし、その他の同居家族についての記入は任意とします。

3 資産の内容

(1) 固定資産

(単価：㎡、千円)

種類	面積	評価額又は処分（販売）見込額	備考
田			
畑			
牧草地			
農畜舎			
住宅			
その他（〇〇）			
計			

(注) 評価額は、固定資産税評価額若しくは代位弁済請求時の処分（販売）見込額を記入してください。

なお、売却（換金）が不可能と思われる不動産の評価額欄にはゼロと記入してください。

(2) 流動資産

(単位：千円)

種類	残高又は評価額	備考
家畜		
預貯金		
出資金		
積立金		
有価証券		
その他（〇〇）		
計		

(注1) 債務者名義の預貯金、出資金等について、本資金融資の当該融資機関が確認できる範囲で記入してください

(注2) 「家畜」欄については、代位弁済請求時に家畜を飼養している場合のみ記入してください。

4 収支の状況

(1) 収支実績

① 個人経営用

(単位：千円)

項目		年度	〇年	〇年	〇年	備考
農業収入	畜産部門					
	その他					
	(計) ①					
農業支出	家畜購入費					
	飼料購入費					
	減価償却費 ②					
	その他					
	(計) ③					
農業収支 ④=①-③						
農外収入 ⑤						
農外支出 ⑥						
農家収入 ⑦=④+⑤-⑥						
租税公課負担額 ⑧						
国の助成 ⑨						
可処分所得 ⑩=⑦-⑧+⑨						
家計費 ⑪						
資産処分等 ⑫						
資金借入等 ⑬						
償還財源 ⑭=⑩-⑪+⑫+⑬						

(注1) 経営中止等から直近3か年の経営収支実績を所得税申告書等から転記して作成してください。

(注2) 一戸一法人の場合は、この表に記入してください。

(注3) 項目を増やす必要があれば適宜追加してください。

② 法人経営用

(単位：千円)

項目		年度	〇年	〇年	〇年	備考
売上高	畜産部門					
	その他					
	計 ①					
売上原価	期首棚卸高 ②					
	当期製造原価 ③					
	家畜購入費					
	飼料購入費					
	雇用労働費					
	その他支出					
	減価償却費 ④					
	期中成畜振替額 ⑤					
	期末棚卸額 ⑥					
	計 ⑦=②+③-⑤-⑥					
売上利益 ⑧=①-⑦						
販売費及び一般管理費 ⑨						
	役員報酬					
営業利益 ⑩=⑧-⑨						

営業外収入 ⑩				
国の奨励金				
営業外費用 ⑪				
経常利益 ⑫ = ⑩ + ⑪ - ⑫				
資産処分・預貯金引出額 ⑬				
償還財源 ⑭ = ⑬ + ⑬				
修正償還財源 ⑮				

(注1) 経営中止等から直近3か年の経営収支実績を法人決算書(損益計算書等)から転記して作成してください。

(注2) 修正償還財源 ⑮ は、① - ③ + ④ - ⑨ + ⑪ - ⑫ + ⑬ にて算出してください。

(注3) 項目を増やす必要があれば適宜追加してください。

(2) 借入資金の償還表

(単位：千円)

借入金の種類	年度			備考
	○年	○年	○年	
計				

(注1) 借入金については、本資金を含む債務者の借入金(含む購入未払金)全てについて記入してください。

(注2) 借入資金の種類欄は、上段に当該年度の償還元金を記入し、下段に償還後の残高を記入してください。

(注3) 借入金の種類の欄は、必要に応じて記入欄を増やして借入資金ごとに記入してください。

(3) 差引収支

(単位：千円)

項目	年度			備考
	○年	○年	○年	
償還財源額 ①				
要償還額 ②				
差引剰余額 ③ = ① - ②				

(注1) 経営中止等から直近3か年の償還財源確保状態を記入してください。

(注2) ①の償還財源額欄には、(1)の収支実績表の償還財源額(個人経営にあつては(1)の収支実績①の個人経営用の⑬の欄の償還財源の額を、法人経営にあつては(1)の収支実績②の法人経営用の⑮の欄の修正償還財源の額)を記入してください。

(注3) 要償還額については、当該年度の償還必要額(要償還額)を記入してください。

II 代位弁済に至った経緯等

1 貸付の経緯

(1) 畜産特別資金の貸付けに至る経緯

(注) 本資金での対策が必要となった経緯について記入してください。

債務者の経営悪化に伴い本資金での対策が必要となった要因が「経営内の要因」によるものであったか、「経営外の要因」の要因によるものであったか等、経営悪化の経過が分かるように記入してください。

(2) 経営改善計画の概要及び経営改善に向けての取り組み状況等

(注1) 本資金貸付時の経営改善計画における経営改善に向けた取り組み状況及びその後の経営改善方針等の概要を記入してください。

さらに、本資金借入れ後の経営改善計画見直し内容、融資機関等による改善指導状況及び債務者の経営改善に向けた取り組みの概要を時系列で記入してください。

また、融資機関の指導内容及び債務者の経営改善に向けた取り組み状況等が確認できる資料（例：融資機関の指導記録、面談記録、各種検討会の資料及び議事録等の写し）を添付してください。

(注2) 本資金貸付時の「経営改善計画書」の写し及びその後に経営改善計画の見直しを行った際の「経営改善計画書」の写しを添付してください。

2 償還困難に至った経緯（離農、経営中止等）

(1) 本資金貸付後の代位弁済に至るまでの経営状況等の推移

--

(注) 本資金貸付後に償還が困難となり代位弁済請求に至った経緯について、Ⅱの1の(1)の本資金貸付時の記載内容を参考に、本資金貸付後の当該債務者の経営状況（収支状況）の推移及び経営収支の悪化により代位弁済に至った要因（「経営内・外の要因」）について時系列に記入してください。

(2) 約定代位弁済後の業況通し等（赤字、延滞等の解消見込）

--

(注1) この表は、代位弁済が約定代位弁済の場合にのみ記入してください（残高一括代位弁済の場合は作成不要です。）。

(注2) 延滞解消のために債権者がとった措置（償還財源確保のための資産売却等含む）があればその内容についても記入してください。

(注3) 約定代位弁済後の経営改善見通し（含む次年度以降の約定代位弁済の可能性の有無）を記入してください。

(注4) また、約定代位弁済が前年度に引き続きの約定代位弁済である場合は、今後の約定代位弁済実行見通し及び残高一括代位弁済への移行見通しについても記入してください。

3 融資機関が債権の管理及び回収のためにとった措置

--

(注) 代位弁済の請求までに当該債権（含む延滞利息）の回収等について債務者と協議した内容及び連帯保証人との当該債務の弁済協議を行った内容（連帯保証人に対する返済要求措置を含む）を記入してください。

4 所有資産の処分等の具体的な内容

--

(注) 債務者が債務の弁済のために資産等を処分した場合はその概要を記入するとともに未処分資産の処分による債権回収見通しを記入してください。

また、債務者が破産の申し立てを行った場合は、破産手続きの状況及び破産管財人による資産等の処分及び債権者への配当見通しが分かれば記入してください。

5 代位弁済後の求償権回収方針

--

(注) 当該資金に係る求償権の農業信用基金協会の回収方針及び回収見込みを記入してください。

なお、当該債務者が当該求償権以外にも融資機関に対して債務がある場合は、回収金の充当順位の設定状況等についても記入してください。

別紙様式第 37 号－ 4 [提出部数 1 部 (県 (都道府) 用)]
畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書の協議書

番 号
年月日

県 (都道府) 知事 殿

住 所
団 体 名 県 (都道府) 農業信用基金協会
代表者氏名
電話 (内線)
担当者所属 氏名

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 の第 7 の 3 の (1) のア及び畜産特別資金融通事業実施要領第 5 の 3 の (2) の規定に基づき、代位弁済等費用の補てんについて別添により申請したいので、協議します。

(注) 別添として別紙様式第 37 号－ 3 の副本を添付すること。

畜産特別資金保証円滑化交付金交付申請書及び請求書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会長 殿
(県 (都道府) 畜産主務部長 殿)

住 所
団 体 名 県 (都道府) 農業信用基金協会
代表者氏名 印
電話 (内線)
担当者所属 氏名

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第7の3の(2)のア及び畜産特別資金融通事業実施要領第5の3の(4)の規定に基づき、畜産特別資金保証円滑化交付金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

- 1 交付申請及び請求額 円
- 2 同上の内訳 (令和 年 月 日付け中央畜産会承認)

(単位:円)

区 分		代位弁済に係る内容				
融資機関名						
借入者名						
貸付実行額						
債務保証額						
代位弁済年月日						
代位弁済理由						
代位弁済額 ①						
保険金受領 (予定) 額 ②						
弁済額③=①-②						
保 証 円 滑 化 交 付 金	弁済額補てん分 ④=③×1/4 (又は3/8) (注2)					
	弁済額補てん分 ④ =③×1/2 (注3)					
	請求額計⑥=④+⑤					

(注) 1 融資機関又は借入者が複数の場合若しくは当該借入者に複数の借入れがある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入すること。

- 2 要綱別表1の1号から14号までの資金（ただし、13号の資金のうち平成25年3月15日の貸付に係るものを除く。）については、弁済額補てん分④の欄に記入し、要綱別添1の第7の2の（1）のイのただし書に該当する基金協会にあっては、4分の1を8分の3とすること。
- 3 また、要綱別表1の13号の資金に係る平成25年3月15日貸付及び15号の資金にあっては、2分の1とし、弁済額補てん分⑤の欄に記入すること。
- 4 畜産特別資金保証円滑化交付金交付申請書及び請求書には、代位弁済に係る会長の承認書（写）及び「別紙様式第37号－5の添付書類」を添付すること。

3 振込先

金融機関名	支店(所)名	口座種類	口座番号	口座名義人
		当座・普通		

(注) 口座種類は、該当箇所に○印をつけること。

また、口座の種類が別段預金又はその他の場合は、口座種類欄にその旨を記入すること。

別紙様式第 37 号－ 5 の添付書類[提出部数 2 部（県、（都道府） 、中畜用）]

県（都道府）農業信用基金協会

代位弁済の財源となる基金等への融資機関等からの
拠出等の状況（令和 年 月末現在）

（単位：千円）

基金現在高 （農業信用保証保険法第 9 条の基金のうち 一般資金(特定資金)に係る基金の現在高)	資金現在高 （農業信用保証保険法第 9 条の 2 の資金 の現在高)

別紙様式第 37 号－ 6 [提出部数 2 部 (県(都道府)、中畜用)]

畜産特別資金保証円滑化交付金実績報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会長 殿
(県(都道府) 畜産主務部長殿)

所在地
団体名 県(都道府)農業信用基金協会
代表者氏名
電話 (内線)
担当者所属 氏名

令和 年度における畜産特別資金について、下記のとおり実施したので、畜産特別資金融通事業実施要領第 5 の 3 の (6) の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業目的

2 事業の内容

- | | |
|---|---|
| (1) 畜産特別資金に係る弁済額補てん分 | |
| うち中央畜産会からの畜産特別資金保証円滑化交付金交付額 (A) | 円 |
| (2) 畜産特別資金に係る未処理弁済額補てん分 | |
| うち中央畜産会からの畜産特別資金保証円滑化交付金交付額 (B) | 円 |
| (3) 中央畜産会からの畜産特別資金保証円滑化交付金交付額合計 (A + B) | 円 |

3 事業完了年月日 (畜産特別資金保証円滑化交付金が農業信用基金協会の預金口座に入金となった日)

令和 年 月 日

畜産特別資金保証円滑化事業に係る求償権償却通知書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会長 殿
(県(都道府) 畜産主務部長殿)

所在地
団体名 県(都道府)農業信用基金協会
代表者氏名
電話 (内線)
担当者所属 氏名

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 の第 7 の 3 の (3) のエ及び畜産特別資金融通事業実施要領第 5 の 4 の (4) の規定に基づき、求償権の償却について下記のとおり通知します。

記

(金額単位：円)

1 対象資金名					
2 借入者名					
3 融資機関名					
4 融資額					
5 債務保証額(元本)					
うち基金協会 自己リスク分					
6 保証条件					
7 代位 弁済	代位弁済年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	代位弁済理由				
	代位弁済額				
	代位弁済財源(拡大 基金又は借入れに 係る資金)の別				
8 保 険 金 受 領	保険金受領年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	保険金受領額				
9 求償権回収額 (通知時までの累計)					
10 求 償 権 償 却	求償権償却額				
	うち基金協会負担 額				
	うち中央畜産会 補助額(交付金) からの補てん額				
	求償権償却年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- (注) 1 借入者に複数の借入れがある場合又は複数の申請がある場合若しくは 1 の借入れにつき複数の代位弁済がある場合は、適宜欄を設ける。
2 「6 保証条件」には、担保及び保証人の設定状況について記入する。
3 「10 求償権償却」の「うち中央畜産会補助額(交付金)からの補てん額」は、求償権の償却に伴う基金協会の負担に係る費用への補てんに充てる額を記入する。
4 原則として、求償権の回収状況及び求償権償却理由を証する書類を添付する

畜産特別資金保証円滑化交付金管理状況等報告書

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 殿
(県 (都道府) 畜産主務部長 殿)

所在地
団体名 県 (都道府) 農業信用基金協会
代表者氏名
電話 (内線)
担当者所属 氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第5の4の(6)の規定に基づき、畜産特別資金保証円滑化交付金の管理状況等下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

	前年度末現在	本 年 度		本年度末現在
		増 加	減 少	
債務保証額 (件 数) (注1)	()	()	()	()
代位弁済累計額 (注2)				
うち基金協会自己リスク分				
求償権残高 (件 数) (注3)	()	()	()	()
うち保証円滑化交付金の対象とした額 (件 数)	()	()	()	()
畜産特別資金保証円滑化交付金受領額 ①				
求償権回収額累計額				
求償権償却額累計額 (注5)				

うち基金協会自己リスク分 ②				
うち中央畜産会交付金 充当限度額③=②×1/4 (又は 3/8) (注6)				
うち中央畜産会交付金 充当限度額④=②×1/2 (注6)				
畜産特別資金保証円 滑化交付金残高 ⑤ =①- (③+④)				

- (注) 1 債務保証額欄は、畜産特別資金に係る債務保証額を記入するとともにカッコ内に債務保証件数を記入すること。
- 2 代位弁済累計額は、代位弁済に伴う保証債務の弁済又は求償権の償却に要綱別添1の第7の1の保証円滑化交付金を充てた代位弁済額の累計額を記入すること。
- 3 求償権残高欄は、畜産特別資金の代位弁済により取得した求償権のうち保証債務の弁済に要綱別添1の第7の1の保証円滑化交付金を充てた代位弁済により取得した求償権の残高を記入し、カッコ内にはその求償権残高のある求償権の件数を記入すること。
- 4 畜産特別資金保証円滑化交付金受領額の減少欄は、返還があった場合にその金額を記入すること。
- 5 求償権償却額累計額は、畜特対象資金の代位弁済により取得した求償権のうち償却に係る費用について、要綱別添1の第7の1の保証円滑化交付金の交付対象とした求償権の償却額の累計額を記入すること。
- 6 ③の中央畜産会交付限度額は、要綱別添1の第7の3の(1)のイのただし書に該当する基金協会にあっては、4分の1を8分の3とすること。
また、要綱別表1の13号の資金に係る平成25年3月15日貸付及び15号の資金にあっては、2分の1とし、④の欄に記入すること。

別紙様式第 38 号

畜産特別資金融通円滑化特別事業出資金管理状況報告書
(令和 年度)

番 号
年月日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度の畜産特別資金融通円滑化特別事業出資金について、畜産特別資金融通事業実施要領第 6 の 4 の規定に基づき別添の農林漁業信用基金の畜産特別資金保険準備資金管理状況を報告します。

別 添

畜産特別資金保険準備資金管理状況報告書

1. 保険価額の状況

(単位：千円)

前年度末 保険価額残高		本年度 保険引受額		本年度償還額		本年度末 保険価額残高		備 考
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

2. 保険金の支払・回収額の状況

(単位：千円)

前年度末 未回収保険金		本年度 支払保険金		本年度回収金			本年度末 未回収保険金		備 考
件数	金額	件数	金額	件数	金額	内元本 対応額	件数	金額	

3. 畜産特別資金保険収支の状況

(単位：千円)

前年度末 収支差額	本年度収支差額					本年度末 収支差額	備 考
	保険料	回収金	計	保険金	差額		

(注) この表は昭和 60 年度分以降の保険収支に基づき作成すること。

4. 畜産特別資金保険準備資金の残高

(単位：千円)

前年度 末残高	本年度 利息等	本年度 収支差額	本年度 末残高	備 考

(注) 本年度収支差額は、3の本年度収支額の差額欄の数字を記入する。

5. 畜産特別資金保険準備資金の運用形態

(単位：千円)

科 目	金 額	備 考
預 金 定 期 そ の 他 金 銭 信 託 有 価 証 券 国債、地方債、特別法人債、 金融債、社債、貸付信託		

6. 添付書類

当該年度の事業（業務）報告書

別紙様式第 39 号

令和 年度畜産特別資金等推進指導事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年月日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号で交付決定のあった畜産特別資金等推進指導事業補助金について、畜産特別資金融通事業実施要領第 7 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- 1 補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 年度発中畜第 号で通知のあった確定額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金相当返還額 (3 - 2)
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せ提出すること)
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料